

中小企業等が活用できる補助金のご紹介 (経済産業省関連)

2021年3月12日
九州経済産業局

- 1) 戦略的基盤技術高度化・連携支援事業（サポイン補助金） **研究開発**
- 2) ①ものづくり・商業・サービス生産性向上促進事業 **設備投資**
②ものづくり・商業・サービス高度連携促進事業
- 3) 地域未来デジタル・人材投資促進事業 **DX支援**
(うち、地域企業デジタル経営強化支援事業)

※参考：知財関連支援策～中小企業等の料金軽減制度について～

- 4) 中小企業等事業再構築促進事業（事業再構築補助金） **設備投資
販路開拓等**
- 5) 商業・サービス競争力強化連携支援事業 **研究開発**
(サービスサポイン補助金、新連携支援補助金)
- 6) サービス等生産性向上IT導入支援事業（IT導入補助金） **DX支援**
- 7) JAPANブランド育成支援等事業費補助金 **販路開拓**
- 8) 小規模事業者持続化補助金 **販路開拓**

1) 戦略的基盤技術高度化・連携支援事業（サポイン補助金）

研究開発

2) ①ものづくり・商業・サービス生産性向上促進事業

設備投資

②ものづくり・商業・サービス高度連携促進事業

3) 地域未来デジタル・人材投資促進事業

DX支援

（うち、地域企業デジタル経営強化支援事業）

※参考：知財関連支援策～中小企業等の料金軽減制度について～

4) 中小企業等事業再構築促進事業（事業再構築補助金）

設備投資
販路開拓等

5) 商業・サービス競争力強化連携支援事業

研究開発

（サービスサポイン補助金、新連携支援補助金）

6) サービス等生産性向上IT導入支援事業（IT導入補助金）

DX支援

7) JAPANブランド育成支援等事業費補助金

販路開拓

8) 小規模事業者持続化補助金

販路開拓

令和3年度

戦略的基盤技術高度化支援事業

(サポイン事業)

九州経済産業局 産業技術課

この公募は令和3年度予算成立が前提となります。

このため、今後、内容等が変更になることもありますので、あらかじめご了承ください。

用語の正式名称

- ◆ 「サポイン」 = Supporting Industryの略
- ◆ 「サポイン事業」 = 戦略的基盤技術高度化支援事業
- ◆ 「技術指針」 = 中小企業の特定期間ものづくり基盤技術の高度化に関する指針

事業の目的（6頁）

- ◆ 本事業は、特定ものづくり基盤技術高度化指針に基づき、特定ものづくり基盤技術（情報処理、精密加工、立体造形等の12技術分野）に関する研究開発や試作品開発等の取組を支援し、中小企業のものづくり基盤技術の高度化を通じて、我が国製造業の国際競争力の強化及び新たな産業の創出を図ることを目的としています。
- ◆ 具体的には、中小企業・小規模事業者が大学・公設試等の研究機関等と連携して行う、製品化につながる可能性の高い研究開発、試作品開発及び販路開拓への取組を最大3年間支援します（あくまでも研究開発を支援するための事業であり、生産を目的とした設備備品の導入や営利活動に関する補助事業ではありません。）。

申請対象者（7頁）

- ◆ 本事業は、単独では申請できず、中小企業者を中心とした共同体を構成する必要があります。
- ◆ 共同体の構成は、事業管理機関（補助事業者）、研究等実施機関（間接補助事業者）、アドバイザーとなります。
- ◆ 共同体は、事業管理機関、研究等実施機関を含む2者以上で構成する必要があります。
- ◆ 研究等実施機関は、「主たる研究等実施機関」とそれ以外の「従たる研究実施機関」に分けられ、研究開発の中核となる中小企業者が「主たる研究等実施機関」として参画している必要があります。
- ◆ 共同体の構成員は、日本国内において事業を営み、本社を置き、かつ、研究開発等を行うことが必要です。

研究等実施機関（間接補助事業者）（7頁）

（1）主たる研究等実施機関…（必須）

- ◆ 本事業において中核的に研究開発等を実施する中小企業者をいいます。
- ◆ 今年度における本事業の申請において、研究等実施機関として参画する中小企業者は、（主たる、従たるを問わず）今年度申請する他の共同体の事業に研究等実施機関として参画することはできません。

（2）従たる研究等実施機関…（必須・推奨）

- ◆ 本事業において主たる研究等実施機関の取組を補完するための研究開発等を行う研究者が所属する研究等実施機関をいいます。
- ◆ 令和3年度より、従たる研究等実施機関又はアドバイザーに大学・公設試等（以下「A機関」という。）が参画することを必須とします。

（「A機関」の定義）

- 本事業のA機関とは、国立大学法人、公立大学法人及び私立学校法人が設置する大学、高等専門学校、大学共同利用機関、国立研究開発法人、独立行政法人及び地方独立行政法人であって試験研究に関する業務を行うもの、地方公共団体の試験研究機関等、公益社団法人、並びに公益財団法人のことをいいます。

事業管理機関（補助事業者）（8頁）

- ◆ 事業管理機関は、研究開発計画の運営管理、共同体構成員相互の調整を行うとともに、研究開発成果の普及等を主体的に行う者です。
- ◆ また、補助事業者として、国との総合的な連絡窓口を担うとともに、交付要綱を定めた上で間接補助事業者に対して、補助金の交付、額の確定、支払等を行うなど、補助事業の遂行・経費管理における責任を有します。
- ◆ 事業管理機関は、同一の共同体において、研究等実施機関としても参加することができます。

（要件）

- 業務を遂行するに十分な管理能力があり、そのための体制が整備されていること。
- 当該研究開発を実施できる財政的健全性を有していること。（補助金は原則として精算払であることから間接補助事業者への支払を含めた立替払が可能であること。）

アドバイザー（8頁）

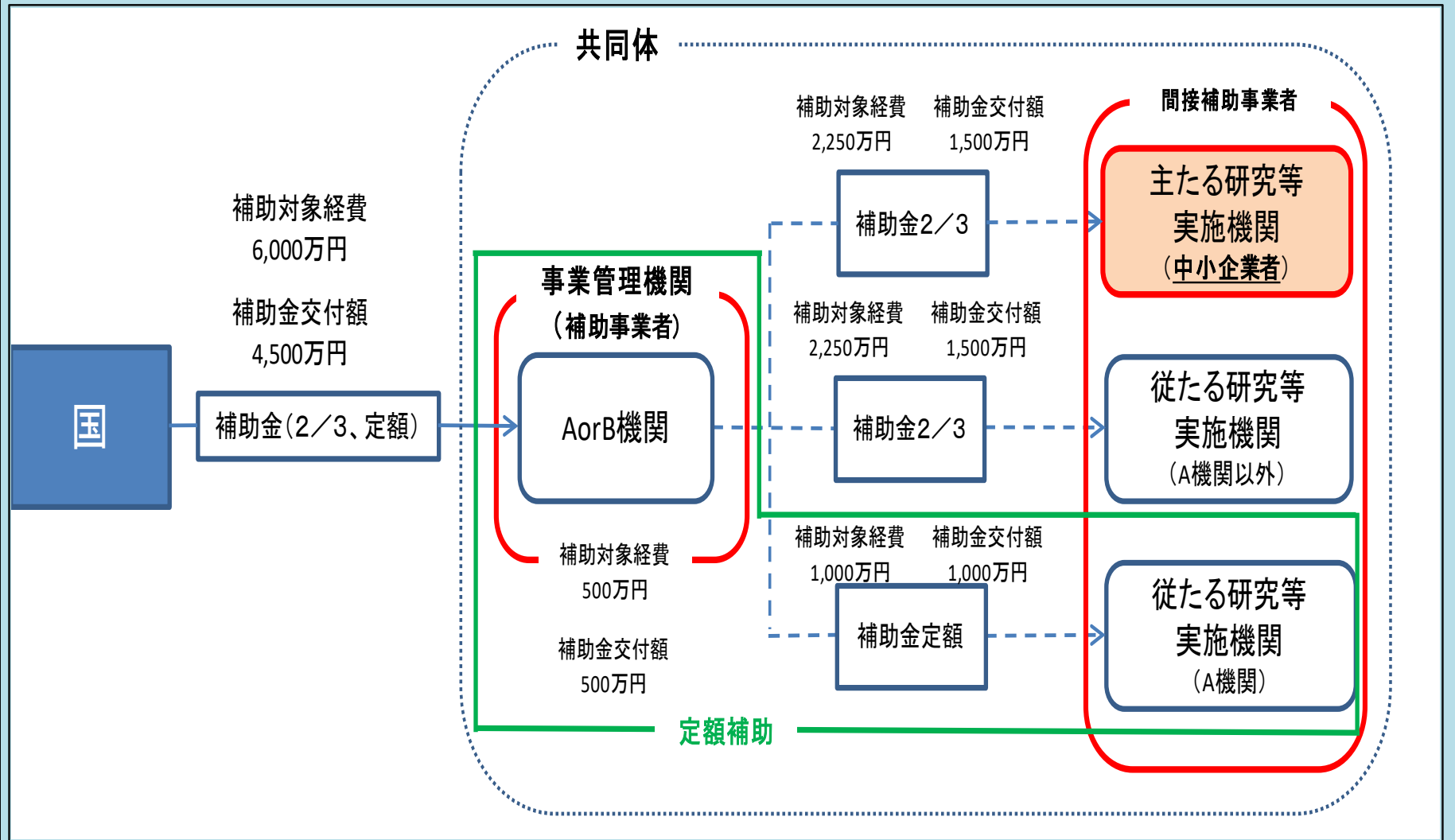
- ◆ 研究開発やその成果の事業化に関する助言を行う等、事業実施にあたって補助的な役割を担う補助金の交付を受けない者をいいます。
- ◆ 例えば、有識者や研究者、大学・公設試等、川下製造業者（研究開発の成果を利用することが見込まれる者）（以下「マーケットアドバイザー」という。）。
- ◆ アドバイザーは、開発会議等に参加し助言等を行うこと。ただし、マーケットアドバイザーは会議への参加を必須とせず、開発会議等の議題に応じて事業管理機関が参加の要否を判断すること。また、全てのアドバイザーは、各々独自の立場から毎年度講評をし、研究成果報告書に講評の掲載を行う必用があります。
- ◆ 令和3年度より、従たる研究等実施機関又はアドバイザーにA機関が参画することを必須とします。

〔B機関〕の定義

- 本事業のB機関とは、承認・認定TLO、第三セクター（地方公共団体が出資又は出えんを行っている一般社団法人及び一般財団法人（公益社団法人及び公益財団法人含む。）並びに会社法法人）、並びに以下のいずれも満たす一般社団法人及び一般財団法人のことをいいます。
- ①役員に研究開発計画の運営管理を担える体制を有している。
- ②定款等にもものづくり産業又は技術等の振興に資する目的や事業を定めている。

共同体の構成イメージ（単年度の例）（9頁）

◆ 事業管理機関がA機関又はB機関の場合



申請対象事業（主な留意事項）（11、12頁）

（1）中小企業要件

- ◆ 本事業に要する補助金の配分は、中小企業者が受け取る補助金額が、共同体全体の補助金額の「2 / 3 以上」である必要があります。

（2）本事業の対象となる研究開発計画

- ◆ 研究開発を伴わない販路開拓のみの事業等は、本事業に申請することができません。また、研究開発計画のうち本質的な部分（研究開発要素がある業務）を共同体外へ委託、外注することはできません。
- ◆ 研究開発プロジェクトの事業化のみならず、それに伴って、主たる研究等実施機関（中小企業者）自身の成長を目標として策定できる事業である必要があります。
- ◆ 具体的には、事業終了後5年以内を目処に、主たる研究等実施機関（中小企業者）の①付加価値額が15%以上（年率平均3%以上）の向上及び②給与支給総額が7.5%以上（年率平均1.5%以上）の向上を達成する目標が策定できる事業である必要があります。

※付加価値額 = 営業利益 + 人件費 + 減価償却費

補助事業期間と補助金額等（13頁）

（1）補助事業期間

- ◆ 2年度又は3年度

（2）補助金額（上限額）

- ◆ 補助事業当たり 単年度4,500万円以下
- ◆ 2年度の合計で、7,500万円以下
- ◆ 3年度の合計で、9,750万円以下

（中小企業者が受け取る補助金額が補助金総額の2 / 3以上であること）

（3）補助率

- ◆ 2 / 3以内

※**A機関及びB機関**は定額。（ただし、これらが事業管理機関として共同体に参加している場合に限る）

※**課税所得15億円以上の中小企業等は1 / 2以内**

※同一機関が複数の補助率を適用することは認められない

主な補助対象経費（14～19頁）

（1）物品費

- ◆ 設備備品費：械装置備品の購入、保守、改造、修繕に要した経費
- ◆ 消耗品費：原材料、部品、消耗品等の購入経費

（2）人件費・謝金

- ◆ 人件費：事業に直接従事した研究員費、管理員費、補助員雇上費
- ◆ 謝金：委員等謝金、外部知見者からの技術指導にかかる謝金

（3）旅費：研究員、管理員、委員等の旅費

（4）その他（※令和3年度から会議費は補助対象外となります。）

- ◆ 外注費：原材料等の再加工、設計、分析、検査等を外部で行う場合の経費
- ◆ 技術導入費：知的財産権等の導入が必用となる場合に支払われる経費
- ◆ 知的財産権関連経費：特許権等の取得に要する弁理士の手続代行費用等
- ◆ マーケティング調査費：競合技術動向やユーザーニーズの調査に要する経費、
事業成果を発表するための展示会出展に係る経費等
- ◆ 貸借費：機械装置備品のレンタル・リース代

（6）間接経費：事業の管理に必要な経費（直接経費合計の30%上限）

（7）経費全般にわたる留意事項（補助対象外）

- ◆ 汎用性があり目的外使用になり得るもの。（例：パソコン、プリンタ等）

申請手続き等の概要（20～22頁）

（1）公募期間

令和3年2月26日～令和3年4月22日 17時まで

（2）採択件数

60件程度（予定）

（3）申請先

- ◆ 府省共通研究管理システム（e-Rad）による電子申請を行ってください。
- ◆ 申請には所属研究機関の登録、研究者の登録が必用です。
- ◆ 登録手続きには日数を要する場合があります。2週間以上の余裕をもって手続きを行って下さい。

（4）申請書類

- ◆ 申請は事業管理機関が行ってください。
- ◆ 本公募要領による申請様式を使用してください。（様式1～5、別紙）
- ◆ 申請様式は中小企業庁HPの「公募・情報公開」の「補助金等公募案内」及び中小企業庁の支援ポータルサイト「ミラサポplus」に掲載されています。

審査方法、採択案件の公表（22, 23頁）

②審査方法・基準

- ◆ 中小企業庁に設置する外部有識者等による採択審査委員会において、審査基準に基づいて審査を行います。

③審査結果の通知

- ◆ 令和3年度からは、採択・不採択の結果について九州経済産業局から事業管理機関に文書による通知はいたしません。
- ◆ 採択発表後に事業管理機関に対して、交付申請の意思確認を行うことがあります。

④採択案件の公表

- ◆ 採択案件（補助対象予定者）の決定後、中小企業庁ホームページで発表します。採択案件の公表に際しては、計画名、事業概要、事業管理機関名称及び主たる研究等実施機関の名称等を公表します。
- ◆ 公表時期は5月下旬～6月上旬頃を予定しています。

事業化ブラッシュアップ再審査（23頁）

- ◆ 令和3年度より、高い技術的優位性がある一方で事業化に向けた計画に見直しの余地がある申請案件について、事業化計画がブラッシュアップされ、十分な見直しが図られたものを再審査し、追加採択します。
- ◆ 申請書の「事業化ブラッシュアップ再審査を希望する」をチェックし、かつ外部有識者による採択審査委員会において高い技術的優位性があり事業化計画の見直しの余地があると認められた申請案件についてのみ、再審査を実施します。
- ◆ 事業化ブラッシュアップ再審査を受けることができる申請者には、採択審査委員会後にお知らせいたします。
- ◆ 事業化ブラッシュアップ再審査は追加採択を約束するものではありません

申請にあたっての留意事項（変更）（28, 29頁）

（5）総合的な安全保障の基盤となる技術把握への協力

- ◆ 本事業の申請を行う場合、申請者は、取組もうとする研究開発プロジェクトの成果技術が、外為法に基づくリスト規制技術に該当する可能性の有無を確認し、その結果を申請書の該当欄に記載してください。
- ◆ 加えて、申請者は、取組もうとする研究開発プロジェクト以外の事業において、研究等実施機関の企業がリスト規制技術を保有しているかどうかを確認し、その結果を申請書の該当欄に記載してください。

（6）営業秘密・技術情報等の管理

- ◆ 企業が持つ秘密情報は不正競争防止法上の「営業秘密」として管理されていることが必要です。中小企業における情報管理は重要であるため、本事業に採択され、補助金の交付申請を行う際には、主たる研究等実施機関（中小企業者）は技術等情報の管理について実施状況を申告いただきます。

（7）大学における秘密情報保護

- ◆ 大学における秘密情報の管理は重要であるため、本事業に採択され、補助金の交付申請を行う際には、従たる研究等実施機関の大学等は情報管理体制と外国からの研究資金の状況を申告いただきます。

本事業に採択され補助金交付の決定を受けた者の義務（変更） （32頁）

（11）本事業の遂行及び収支の状況について、九州経済産業局の要求があったときは、速やかに遂行状況報告書を提出しなければなりません。また、毎年度事業終了時に遂行状況を確認するため、研究成果報告書を提出していただきます。事業最終年度においては、事例データサイト（サポインマッチ・ナビ）に掲載する公表用の情報も提出いただきます。

（13）本事業により得た研究成果を発表する場合は、本事業により助成を受けたことを表示してください。Acknowledgment(謝辞)に、本事業により助成を受けた旨を記載する場合には「経済産業省 戦略的基盤技術高度化支援事業 JPJ005698」又は「METI Monozukuri R&D Support Grant Program for SMEs Grant Number JPJ005698」を含めてください。論文投稿時も同様です。本事業の9桁の体系的番号は、JPJ005698です。

審査基準（37頁）

I. 技術面からの審査項目

我が国製造業の国際競争力強化につながる研究開発であること、研究開発目的が明確で研究開発を適切に実施可能な体制を有している等について審査します。

- ①技術の新規性、独創性及び革新性
- ②研究開発目標値の妥当性
- ③目標達成のための課題と解決方法及びその具体的実施内容
- ④研究開発の波及効果

II. 事業化面からの審査項目

研究開発成果が事業化された場合どの程度の経済効果が期待できるか、またコスト面において市場導入の可能性があるか等について審査します。

- ①目標を達成するための経営的基礎力
- ②事業化計画の妥当性
- ③事業化による経済効果

III. 政策面からの審査項目

- ①産業政策との整合性
- ②中小企業政策との整合性

サポイン事業の令和3年度予算額

戦略的基盤技術高度化・連携支援事業

令和3年度予算案額 **109.0億円 (131.2億円)**

中小企業庁 技術・経営革新課
03-3501-1816

事業の内容

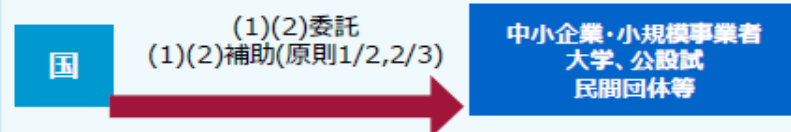
事業目的・概要

- 我が国の経済を活性化するためには、事業者の大部分を占める中小企業等を重点的に支援していくことが重要であり、中小企業等を中心とした継続的なイノベーション創出に向けた支援の強化が必要です。
- このため、中小企業等におけるイノベーションの創出を図るべく、中小企業等が産学官連携して行う研究開発や新しいサービスモデルの開発等のための事業を支援します。

成果目標

- 戦略的基盤技術高度化支援事業及び商業・サービス競争力強化連携支援事業においては事業終了後5年時点で以下の達成を目指します。
 - ・事業化を達成するプロジェクトが50%超
 - ・売上累計額が総予算投入額の150%超
 - ・補助事業者全体の付加価値額が15%以上向上
 - ・補助事業者全体の給与支給総額が7.5%以上向上 等

条件（対象者、対象行為、補助率等）



事業イメージ

(1) 戦略的基盤技術高度化支援事業（サポイン事業）

- 精密加工、表面処理、立体造形などのものづくり基盤技術の向上を図ることを目的として、中小企業等が、大学・公設試等と連携して行う、研究開発、その成果の販路開拓に係る取組等に対して最大3年間の支援を実施します。
- また、ものづくり中小企業のビジネスマッチングサイトである「サポインマッチ・ナビ」について、事業者同士のマッチングの機会を増やすことや展示会への出展を支援すること等を通じ、研究開発成果の事業化及び事業拡大を後押しします。

✓ 補助上限額：4,500万円

※3年間の総額で9,750万円、単年度で4,500万円を超えない範囲で補助を受けることが可能

✓ 補助率：原則2/3以内

(2) 商業・サービス競争力強化連携支援事業（サビサボ事業）

- 中小企業が、異分野の中小企業や大学・公設試等と連携し、革新的なサービスモデルの開発等を行う取組について、最大2年間の支援を実施します。

✓ 補助上限額：3,000万円

※2年度目は初年度の交付決定額を上限

✓ 補助率：1/2以内 ※AI・IoT等の先端技術活用の場合は2/3以内

採択実績

- ◆ 令和2年度の全国の採択数は102件（採択率は31%）
- ◆ 令和2年度の九州の採択数は6件（採択率は46%、全国割合は6%）
- ◆ 九州各県の採択数は、福岡県以外の各県から採択が出るバランスのとれた状況

■九州・全国の採択状況

■九州各県の採択数

		28年度	29年度	30年度	元年度	2年度			28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
九州	採択数	16	12	14	14	6	福岡県	11	5	6	7	1	
	申請数	27	21	23	22	13	佐賀県	1	0	1	0	0	
	採択率	59.3%	57.1%	60.8%	63.6%	46.2%	長崎県	0	1	2	2	1	
	全国割合	14.0%	11.1%	11.1%	10.2%	5.9%	熊本県	4	2	2	0	1	
全国	採択数	114	108	126	137	102	大分県	0	3	1	2	0	
	申請数	287	297	334	304	326	宮崎県	0	0	2	1	1	
	採択率	39.7%	36.4%	37.7%	45.1%	31.3%	鹿児島県	0	1	0	2	2	
							計	16	12	14	14	6	

※県別は研究実施場所での整理

採択事例（令和2年度）

◆ 九州地域は申請数の減少が影響し6件の採択（採択率46.2%）

研究開発計画名	事業管理機関名	主たる研究等実施機関 (中小企業者)	主たる研究実施場所 (都道府県)
再生医療に用いる間葉系幹細胞生産性向上のため、AIによる細胞品質管理技術・培養環境制御技術・濃縮技術を活用した完全閉鎖系自動培養装置の開発	(公財) 福岡県産業・科学技術振興財団	株式会社アステック	福岡県
繊維配向と充填密度の最適化により凝集剤フリーで水中の5μm未満の微粒子を除去する原水変動に対応した高性能繊維濾過装置の開発	(公財) 長崎県産業振興機構	協和機電工業株式会社	長崎県
道路工事現場における安全走行のための、超音波素子の革新的圧電膜スプレー塗布技術を活用した高速道路注意喚起システムの開発	(公財) くまもと産業支援財団	天草池田電機株式会社	熊本県
精密な術野の測量やマーキングを行うための人体に安全な顔料を用いた医療機器認証マーカーの開発	(公財) 宮崎県産業振興機構	安井株式会社	宮崎県
ピュアなセルロースである脱脂綿を原料とする健康食品向けセロピオースの実用化	(公財) かごしま産業支援センター	カクイ株式会社	鹿児島県
異種金属5層同時単打点接合技術の多打点接合化とI型リブ構造による材料費削減化の同時実現のための低コスト・高生産性接合プロセスの開発及び安定品質化	株式会社鹿児島TLO	株式会社藤田ワークス	鹿児島県

採択事例（令和元年度）

◆ 九州地域として高水準の14件の採択（採択率63.6%）

研究開発計画名	事業管理機関名	法認定中小企業者	主たる研究実施場所 (都道府県)
5G対応高周波用材料（ガラス・セラミック・テフロン等）への分子接合とメッキ技術を融合した高周波対応次世代メッキ技術の開発	(公財) 北九州産業学術推進機構	株式会社豊光社	福岡県
次世代太陽光発電向け円筒型太陽電池システムの研究開発	(公財) 北九州産業学術推進機構	株式会社フジコー	福岡県
三次元技術を用いた地域社会への貢献を目的とした高度測量技術に関する研究開発	(公財) 北九州産業学術推進機構	株式会社コイシ	福岡県
安全な自動運転に貢献する車載カメラレンズを製作するため、NPD(ナノ多結晶ダイヤモンド)製工具の高精度切削加工技術を活用した広角度・超硬合金製ガラスレンズ金型の開発	(公財) 福岡県産業・科学技術振興財団	株式会社ワークス	福岡県
新素材を切削加工した鋳造型による低コスト小中ロット用アルミダイカスト鋳造法の開発	(公財) 福岡県産業・科学技術振興財団	株式会社明和製作所	福岡県
超高画質（高精細・広色域）次世代表示装置を実現する為の新規合成技術による使用制限特定有害物質を含まない高特性新開発QD（量子ドット）蛍光体、及び、その量産化技術の研究開発	(公財) 福岡県産業・科学技術振興財団	N S マテリアルズ株式会社	福岡県
日本初の機能性表示食品制度に適合した高機能性プラセンタエキスの開発	(一財) 九州産業技術センター	佳秀工業株式会社	福岡県
高調波規制に適合し省エネ・小型化を実現するためブリッジレスアクティブフィルタ方式を用いた次世代高効率三相交流電源ユニットの開発	(公財) 長崎県産業振興財団	イサハヤ電子株式会社	長崎県
低コスト化・難燃化ニーズに応えるため、表面改質技術とテンション制御技術を活用した樹脂製亀甲網の開発	(一財) 九州産業技術センター	粕谷製網株式会社	長崎県
基礎杭等の健全性評価と寸法測定を目的とし自動打撃装置とAI化された衝撃弾性波解析により汎用性と精度が高い非破壊調査システムの開発	(公財) 大分県産業創造機構	株式会社テクノコンサルタント	大分県
がん患者一人ひとりに最適な抗がん剤が投与できることを目的に、イムノクロマト技術を活用した抗がん剤5-FUの濃度測定キットおよび至適投与量調整システムの開発	(公財) 大分県産業創造機構	アドテック株式会社	大分県
電解硫酸技術を活用した屋外で白化しにくいアルミ合金製品と表面処理装置の開発	(公財) 宮崎県産業振興機構	マイクロース株式会社	宮崎県
世界初の脂溶性ポリフェノールの量産化を目的に、独自の抽出・濃縮・精製技術による焼酎かすからの製造技術の確立	(公財) かごしま産業支援センター	薩摩酒造株式会社	鹿児島県
焼酎粕の処理費低減とオーガニックな飼料提供のための長期保存可能な焼酎粕完全利用技術を活用した動物用サプリメント開発	株式会社鹿児島TLO	株式会社栄電社	鹿児島県

補助金申請書作成の事前相談

- ◆ 補助金申請書は外部審査委員による書面審査となります。
- ◆ 審査にあたっては、提出された申請書が「申請対象者」、「申請対象事業」の内容を満たしている申請について、審査基準により評価し、総合的な審査を行います。
- ◆ 申請書は、審査基準を踏まえた内容であり、かつ申請書の項目間で整合性の取れた適切な内容にすることが必要です。また、先進的で難易度の高い研究内容であっても、具体的で理解しやすく誰もが納得のいく客観的な書類の作成を心がける必要があります。
- ◆ このため、第三者の目線で申請書の事前相談を行うことが重要です。

- 独立行政法人中小企業基盤整備機構九州本部では「中小企業支援アドバイザー」がサポイン補助金申請書作成について、相談業務（ブラッシュアップ）を行っています。
- 申請の前に事前相談をお勧めいたします。多くの採択案件が相談を受けた案件です。

【連絡先】中小企業基盤整備機構九州本部 企業支援課

所在地：福岡市博多区祇園町4番2号 博多祇園BLDG 2階

T E L : 092-263-0300、F A X : 092-263-0310

九州経済産業局ホームページ（補助金・公募）

- ◆ 九州経済産業局ホームページで、補助金に関する最新の情報を発信しています。
- ◆ 外にも、九州経済産業局facebook、twitterでも情報発信を行っています。



経済産業省
九州経済産業局
Kyushu Bureau of Economy, Trade and Industry

本文へ | ご意見・お問い合わせ | サイトマップ

 検索

[政策紹介](#) | [報道発表](#) | [イベント情報](#) | [補助金・公募](#)

九州経済産業局 > 補助金・公募

補助金・公募（※**朱書き太字**は募集中の案件です。）

分野：

検索：

分野	事業名（公募内容）	公募開始	公募締切	当局窓口	採択結果
技術	令和元年度補正・令和二年度補正「ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金」の公募が開始されました	2020/03/10	2021/05/13 (6次締切)	産業技術課	募集中
技術	令和3年度戦略的基盤技術高度化支援事業（サポイン事業）の公募を開始します	2021/02/26	2021/04/22	産業技術課	募集中
中小	令和3年度「地域新成長産業創出促進事業費補助金（地域企業デジタル経営強化支援事業）」に係る補助事業者の公募及び説明会について	2021/02/10	2021/03/31	情報政策課	募集中
技術	令和元年度補正予算「ものづくり補助金」（ビジネスモデル構築型）の公募を開始します	2021/01/15	2021/03/19 (2次締切)	産業技術課	募集中
中小	令和3年度「地域新成長産業創出促進事業費補助金（地域産業デジタル化支援事業）」に係る補助事業者の公募及び説明会について	2021/02/05	2021/03/18	地域経済課	募集中

組織案内

相談窓口

情報公開

経済動向・統計

調査・報告

資格・試験

入札・調達

申請様式・手続集

採用情報

1) 戦略的基盤技術高度化・連携支援事業 (サポイン補助金)

→当局の問い合わせ先

九州経済産業局
地域経済部 産業技術課

〒812-8546

福岡市博多区博多駅東2-11-1

福岡合同庁舎 本館6階

T E L : 092-482-5464

F A X : 092-482-5392

- 1) 戦略的基盤技術高度化・連携支援事業（サポイン補助金） 研究開発
- 2) ①ものづくり・商業・サービス生産性向上促進事業 設備投資
②ものづくり・商業・サービス高度連携促進事業
- 3) 地域未来デジタル・人材投資促進事業 DX支援
(うち、地域企業デジタル経営強化支援事業)

※参考：知財関連支援策～中小企業等の料金軽減制度について～

- 4) 中小企業等事業再構築促進事業（事業再構築補助金） 設備投資
販路開拓等
- 5) 商業・サービス競争力強化連携支援事業 研究開発
(サービスサポイン補助金、新連携支援補助金)
- 6) サービス等生産性向上IT導入支援事業（IT導入補助金） DX支援
- 7) JAPANブランド育成支援等事業費補助金 販路開拓
- 8) 小規模事業者持続化補助金 販路開拓

①ものづくり・商業・サービス生産性向上促進事業（ものづくり補助金）

● 中小企業が取り組む**革新的な**試作品開発・サービス開発・生産プロセスの改善を行うための**設備投資等を支援**。

1. 対象事業者

中小企業・小規模事業者等 ※ 一定の要件を満たすNPO法人も申請対象
【対象要件】3～5年で、①「付加価値額」年率3%増、②給与総額年率1.5%増、③事業所内最低賃金が地域別最低賃金+30円、これら3つの水準を上回る計画が必要。なお、計画終了時点で給与支給総額及び事業場内最低賃金の増加目標が未達の場合、補助金額の返還を求めます。

2. 補助対象経費

機械装置・システム構築費、技術導入費、専門家経費、運搬費、クラウドサービス利用費、原材料費、外注費、知的財産権関連経費

3. 補助金の概要

※下記のほか、中小企業30者以上の事業計画を策定する面的プログラムを支援するビジネスモデル構築型があります。

予算	事業類型		上限額	補助率	上記【対象要件】の付加要件等	補助対象経費	公募スケジュール
① R1年度 補正 (個者)	一般型	新特別枠 (低感染リスク型ビジネス枠)	1000万円	2 / 3	・物理的な対人接触を減じることに資する革新的な製品・サービスの開発 ・物理的な対人接触を減じる製品・システムを導入した生産プロセス・サービス提供方法の改善 ・ウィズコロナ、ポストコロナに対応したビジネスモデルへの抜本的な転換に係る設備・システム投資	「2.補助対象経費」に加え、 広告宣伝・販売促進費	6次締切：令和3年 5月13日
		通常枠		なし	「2.補助対象経費」の とおり		
	グローバル展開型	3000万円	1 / 2 小規模事業者 2 / 3	①類型：海外直接投資 ②類型：海外市場開拓 ③類型：インバウンド市場開拓 ④類型：海外事業者との共同事業	「2.補助対象経費」に加え、 海外旅費	※R3FYも複数回 締切を設ける予定	
② R3年度 当初 (複数)	企業間連携型	2000万円/者	1 / 2 小規模事業者 2 / 3	連携体は2～5者まで 50万円以上の設備投資が必要	「2.補助対象経費」 の とおり	未定（R2FYは 4月28日～6月30日）	
	サプライチェーン 効率化型	1000万円/者	1 / 2 小規模事業者 2 / 3	連携体は2～10者まで 50万円以上の設備投資が必要			

4. 問い合わせ先

①R1・2年度補正：事務局サポートセンター TEL: 050-8880-4053 MAIL: monohojo@pasona.co.jp
 ②R3年度当初：事務局 未定

中小企業生産性革命推進事業

令和元年度補正予算案額 **3,600億円**

中小企業庁 技術・経営革新課
中小企業庁 小規模企業振興課
商務・サービスG サービス政策課

03-3501-1816
03-3501-2036
03-3580-3922

事業の内容

事業目的・概要

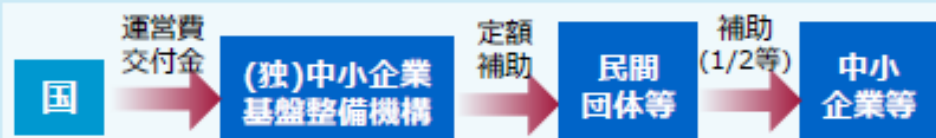
- 中小企業は、人手不足等の構造変化に加え、働き方改革や被用者保険の適用拡大、賃上げ、インボイス導入など複数年度にわたり相次ぐ制度変更に対応することが必要です。
- このため、中小企業基盤整備機構が複数年にわたって中小企業の実業性を向上を継続的に支援する「生産性革命推進事業（仮称）」を創設し、中小企業の制度変更への対応や生産性向上の取組状況に応じて、設備投資、IT導入、販路開拓等の支援を一体的かつ機動的に実施します。
- 当該事業を通じて、賃上げにも取り組んでいただきます。なお、積極的な賃上げや被用者保険の任意適用に取り組む事業者は優先的に支援します。

※事業計画期間において、「給与支給総額が年率平均1.5%以上向上」、「事業場内最低賃金が地域別最低賃金+30円以上」を満たすこと等を申請要件とします。（持続化補助金及びIT導入補助金の一部事業者は加点要件）
※要件が未達の事業者に対して、天災など事業者の責めに負わない理由がある場合や、付加価値額が向上せず賃上げが困難な場合を除き、補助金額の一部返還を求めます。

成果目標

- ものづくり・商業・サービス生産性向上促進事業により、事業終了後3年以内に、以下の達成を目指します。
 - ・補助事業者全体の付加価値額が9%以上向上
 - ・補助事業者全体の給与支給総額が4.5%以上向上
 - ・付加価値額年率平均3%以上向上及び給与支給総額年率平均1.5%以上向上の目標を達成している事業者割合65%以上
- 小規模事業者持続的発展支援事業により、販路開拓及び生産性向上を支援し、販路開拓につながった事業の割合を80%とすることを目指します。
- サービス等生産性向上IT導入支援事業により、事業終了後3年以内に、補助事業者全体の労働生産性の9%以上向上を目指します。

条件（対象者、対象行為、補助率等）



事業イメージ

【基幹業務①】補助事業の一体的かつ機動的運用

①ものづくり・商業・サービス生産性向上促進事業（ものづくり補助金）
（補助額：100万～1,000万円、補助率：中小1/2 小規模2/3）
中小企業等が行う、革新的なサービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善に必要な設備投資等を支援します。

②小規模事業者持続的発展支援事業（持続化補助金）
（補助額：～50万円、補助率：2/3）
小規模事業者が経営計画を作成して取り組む販路開拓の取組等を支援します。

③サービス等生産性向上IT導入支援事業（IT導入補助金）
（補助額：30万～450万円、補助率1/2）
中小企業等が行う、バックオフィス業務の効率化や新たな顧客獲得等の付加価値向上に資するITツールの導入を支援します。

【基幹業務②】先進事例や支援策の周知・広報

生産性向上に関する中小企業の先進事例を収集し、上記以外の支援策とともに、ホームページ等で幅広く情報発信します。

【基幹業務③】相談対応・ハンズオン支援

制度対応にかかる相談に応じ、事業計画の策定段階から、国内外の事業拡大等にかかる専門家支援やIT化促進支援を提供します。

（使い勝手向上のポイント）

- ・ 通年で公募し、複数の締め切りを設けて審査・採択を行うことで、予見可能性を高め、十分な準備の上、都合のよいタイミングで申請・事業実施することが可能になります。
- ・ 補助金申請システム・Jグランツによる電子申請受付を開始します。
- ・ 過去3年以内に同じ補助金を受給している事業者には、審査にて減点措置を講じることで、初めて補助金申請される方でも採択されやすくなります。

中小企業生産性革命推進事業の特別枠の改編

令和2年度第3次補正予算案額 2,300億円

中小企業庁 技術・経営革新課
中小企業庁 小規模企業振興課
商務・サービスG サービス政策課

03-3501-1816
03-3501-2036
03-3580-3922

事業の内容

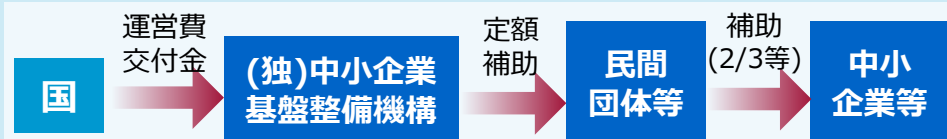
事業目的・概要

- 新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、感染拡大を抑えながら経済の持ち直しを図るため、中小企業のポストコロナに向けた経済構造の転換・好循環を実現させる必要があります。
- 新型コロナウイルス感染症の流行が継続している中で、現下及びポストコロナの状況に対応したビジネスモデルへの転換に向けた中小企業等の取組を支援するため、令和2年度一次・二次補正で措置した特別枠を新特別枠（低感染リスク型ビジネス枠）に改編します。（※現行の特別枠は令和2年12月で募集終了）

成果目標

- ものづくり・商業・サービス生産性向上促進事業により、事業終了後4年以内に、以下の達成を目指します。
 - ・補助事業者全体の付加価値額が年率平均3%以上向上
 - ・補助事業者全体の給与支給総額が1.5%以上向上
 - ・付加価値額年率平均3%以上向上及び給与支給総額年率平均1.5%以上向上の目標を達成している事業者割合65%以上
 - 小規模事業者持続的発展支援事業により、事業終了後2年で、販路開拓で売上増加につながった事業者の割合を80%とすることを目指します。
 - サービス等生産性向上IT導入支援事業により、事業終了後4年以内に、補助事業者全体の労働生産性の年率平均3%以上向上を目指します。
- ※ 3事業とも、補助事業実施年度の生産性向上や賃上げは求めないこととします。

条件（対象者、対象行為、補助率等）



事業イメージ

【低感染リスク型ビジネス枠における各補助事業の拡充内容】

補助上限・補助率	通常枠	低感染リスク型ビジネス枠
ものづくり補助金 (設備導入、システム構築)	1,000万円・ 1/2(小規模 2/3)	1,000万円・2/3
持続化補助金 (販路開拓等)	50万円・2/3	100万円・3/4
IT導入補助金 (IT導入)	450万円・1/2	450万円・2/3 (調整中)

①ものづくり・商業・サービス生産性向上促進事業（ものづくり補助金）
(補助額：100万～1,000万円、補助率：2/3)
対人接触機会の減少に資する、製品開発、サービス開発、生産プロセスの改善に必要な設備投資、システム構築等を支援します。

②小規模事業者持続的発展支援事業（持続化補助金）
(補助上限：100万円、補助率：3/4)
小規模事業者等が経営計画を作成して取り組む、ポストコロナを踏まえた新たなビジネスやサービス、生産プロセスの導入等の取組を支援します。

③サービス等生産性向上IT導入支援事業（IT導入補助金）
(補助額：30万～450万円、補助率：2/3)
複数の業務工程を広範囲に非対面化する業務形態の転換が可能なITツールの導入を支援します。（調整中）

①ものづくり・商業・サービス生産性向上促進事業

これまでの採択実績(九州)

● **この8カ年** (平成24年度補正～令和2年度補正) で九州 **7,863者** (全国 **84,142者**) を採択

革新的なものづくり・サービスの提供等にチャレンジする中小企業・小規模事業者に対し、試作品開発・設備投資等を支援。

H24FY補正：1,007億円、H25FY補正：1,400億円、H26FY補正：1,040億円、H27FY補正：1,020億円、

H28FY補正：1,001.3億円、H29FY補正：1,000億円、H30FY補正：1,100億円、令和元FY補正：3,600億円、令和2FY補正：1100億円

	採択 累計	H24FY Y補正 (1・2次 公募)	H25FY 補正 (1・2次 公募)	H26FY Y補正 (1・2次 公募)	H27FY 補正 (1・2次 公募)	H28FY Y補正 (1次公 募のみ)	H29FY補正			H30FY補正			R1FY補正・R2FY補正					
		1次 公募	2次 公募	1次公 募1次 〆	1次公 募2次 〆	2次公募	1次〆	2次〆	3次〆	4次〆								
福岡	2826	263	399	451	363	232	394	297	97	305	8	222	75	419	52	119	135	113
佐賀	529	45	72	57	66	37	96	77	19	74	2	51	21	82	11	25	20	26
長崎	840	58	107	117	88	75	170	127	43	128	6	83	39	97	23	22	20	32
熊本	1033	86	129	137	199	86	163	122	41	124	6	86	32	109	11	33	31	34
大分	908	73	120	149	116	78	190	160	30	107	5	77	25	75	14	27	15	19
宮崎	914	71	128	172	135	71	140	110	30	117	6	88	23	80	12	30	17	21
鹿児島	813	102	136	144	105	69	103	74	29	84	5	52	27	70	3	23	28	16
九州	7,863	698	1,091	1,227	1,072	648	1,256	967	289	939	38	659	242	932	126	279	266	261
全国	84,142	10,516	14,431	13,134	7,948	6,157	11,914	9,443	2,471	9,531	332	7,136	2,063	10,511	1,429	3,267	2,637	3,178
応募 総数	203,055	23,971	36,917	30,478	26,629	15,547	23,467	17,112	6,355	20,803	1,111	13,816	5,876	25,243	2,287	5,721	6,923	10,312
採択 率	41.4%	43.9%	39.1%	43.1%	29.8%	39.6%	50.8%	55.2%	38.9%	45.8%	29.9%	51.7%	35.1%	41.6%	62.5%	57.1%	38.1%	30.8%

②ものづくり・商業・サービス高度連携促進事業

令和3年度予算案額 10.4億円（10.1億円）

中小企業庁 技術・経営革新課
03-3501-1816
地域経済産業グループ
地域企業高度化推進課
03-3501-0645

事業の内容

事業目的・概要

- 中小企業等が行う、革新的なサービス開発、試作品開発、生産プロセスの改善に必要な設備投資等を支援する、いわゆる「ものづくり補助金」において、複数の事業者が連携する取組を支援します。
- 「コネクテッド・インダストリーズ」の取組※を日本経済の足腰を支える中小企業等にも広く普及させるべく、事業者間でデータを共有・活用することで生産性を高める高度なプロジェクトを支援します。
※ 人、モノ、技術、組織等がデータを介してつながることにより新たな価値創出を図る取組。
- また、地域経済への波及効果をより高めるため、地域経済牽引事業計画の承認を受け、連携して事業を行う中小企業等による設備投資等を支援します。
- 加えて、幹事企業等が主導し、中小企業のデジタル化を加速すべく、前向きな投資を行う中小企業等を束ねて共通システムを面的に導入し、生産性向上を推進する取組を支援します。
- 積極的な賃上げや被用者保険の任意適用に取り組む事業者や、より多くの事業者が参画する連携体を構成してプロジェクトに取り組む事業者を優先的に支援します。

成果目標

- 事業終了後3年で以下の達成を目指します。
 - ・補助事業者全体の付加価値額が年率平均3%以上向上
 - ・補助事業者全体の給与支給総額が年率平均1.5%以上向上
 - ・付加価値額年率平均3%以上向上及び給与支給総額年率平均1.5%以上向上の目標を達成している事業者割合65%以上

条件（対象者、対象行為、補助率等）



事業イメージ

(1) 企業間連携型

（補助上限額：2,000万円／者、補助率 中小 1/2以内 小規模 2/3以内）

複数の中小企業等がデータを共有し、連携体全体として新たな付加価値の創造や生産性の向上を図るプロジェクト又は、地域未来投資促進法に基づく地域経済牽引事業計画の承認を受けた事業者が、連携して新しい事業を行い、地域経済への波及効果をもたらすプロジェクトを最大2年間支援します。（連携体は5者まで。）

<想定される取組例（イメージ）>

- ・地域の同業他者で顧客情報や在庫情報等を共有するシステムを構築し、経営資源をシェアリング
- ・地域経済牽引事業計画の承認を受けた食品加工事業者とワイナリー事業者が、特殊食品加工機を導入し、連携して地域特産のぶどうを活用した新商品開発に取組み、観光客誘致及び地域の観光産業を活性化。

(2) サプライチェーン効率化型

（補助上限額：1,000万円／者、補助率 中小1/2以内 小規模 2/3以内）

幹事企業等（大企業を含む）が主導し、中小企業等が共通システムを面的に導入し、データ共有・活用することでサプライチェーンを効率化する取組等を支援します。（連携体は10者まで。）

- ※ 幹事企業が大企業の場合、当該大企業は補助金支給の対象外。
- ※ 企業間連携型は、参画企業全ての事業計画の策定が必要である一方、サプライチェーン効率化型は、幹事企業が代表して事業計画を策定することが可能。

<想定される取組例（イメージ）>

- ・サプライチェーンを構成する事業者間で受発注情報や在庫情報を共有するネットワークシステムを構築し、業務を効率化
- ・生産管理システムを導入して各工場の生産プロセスを効率化

②ものづくり・商業・サービス高度連携促進事業

これまでの採択実績(九州)

○地域別_採択集計(九州ブロック申請分)・採択率

		H31FY当初予算						R2FY当初予算	
		計		1次公募		2次公募		計	
		件数 (件)	事業者 数(者)	件数 (件)	事業者 数(者)	件数 (件)	事業者 数(者)	件数(件)	事業者数 (者)
採 択 数	福岡	6	9	4	7	2	2	2	4
	佐賀	0	0	0	0	0	0	0	0
	長崎	0	0	0	0	0	0	0	0
	熊本	2	5	1	2	1	3	0	0
	大分	0	0	0	0	0	0	0	0
	宮崎	1	4	0	2	1	2	0	0
	鹿児島	0	0	0	0	0	0	0	0
	(九州外)	1	3	1	1	0	2	0	0
	九州計	10	21	6	12	4	9	2	4
	全国計	123	301	96	238	27	63	29	71
応募総数		179	436	139	344	40	92	74	172
採択率(全国) (%)		68.7	69.0	69.1	69.2	67.5	68.5	39.2	41.3

<参考：R2年度公募案内サイト> ※R3FYの募集時期は未定。(R2FY 公募期間：R2.4.28～6.30)

令和2年度ものづくり・商業・サービス高度連携促進補助金サイト(事務局：NTTアド)

<https://www.nttdata-strategy.com/r2tousyo-monohojo/>

【参考】ものづくり補助金申請時の留意点

1. 補助金申請書作成の前に
 - ☑補助事業の目的の確認
 - ☑補助事業の要件確認及び申請する事業類型の確認
 - ☑必要書類の有無について確認(期限までに準備できるか等)
 - ☑電子申請用ID「GビズIDプライムアカウント」の取得(発行まで2週間程度)
2. 補助金申請書の作成について
 - ☑公募要項の「補助申請書類の記入・提出にかかる留意点」を遵守しているか
 - ☑公募要項の「審査項目」に関して書き漏れはないか。
要点を押さえ、図や表を利用して分かりやすく、簡潔・明確に記載できているか
 - ☑申請理由が「補助事業の目的」に合致しているか
3. 申請手続きに関して
 - ☑添付書類を含む申請書類に不備はないか、精査してアップロードすること
 - ☑提出方法、提出先等に間違いがないか注意すること

※主な留意点を記載しており、これに限定するものではありません。

※応募する補助事業の公募要領記載内容を熟読し、応募要領に従って申請手続きを行ってください。

- 2) ①ものづくり・商業・サービス生産性向上促進事業
②ものづくり・商業・サービス高度連携促進事業

→**当局の問い合わせ先**

九州経済産業局
地域経済部 産業技術課

〒812-8546

福岡市博多区博多駅東2-11-1

福岡合同庁舎 本館6階

T E L : 092-482-5464

F A X : 092-482-5392

- 1) 戦略的基盤技術高度化・連携支援事業（サポイン補助金） 研究開発
- 2) ①ものづくり・商業・サービス生産性向上促進事業
②ものづくり・商業・サービス高度連携促進事業 設備投資
- 3) 地域未来デジタル・人材投資促進事業
(うち、地域企業デジタル経営強化支援事業) **DX支援**

※参考：知財関連支援策～中小企業等の料金軽減制度について～

- 4) 中小企業等事業再構築促進事業（事業再構築補助金） 設備投資
販路開拓等
- 5) 商業・サービス競争力強化連携支援事業
(サービスサポイン補助金、新連携支援補助金) 研究開発
- 6) サービス等生産性向上IT導入支援事業（IT導入補助金） DX支援
- 7) JAPANブランド育成支援等事業費補助金 販路開拓
- 8) 小規模事業者持続化補助金 販路開拓

地域未来デジタル・人材投資促進事業

令和3年度予算案額 11.7億円（新規）

地域経済産業グループ
地域企業高度化推進課 03-3501-0645
地域経済活性化戦略室 03-3501-1697
商務情報政策局
情報技術利用促進課 03-3501-2646

事業の内容

事業目的・概要

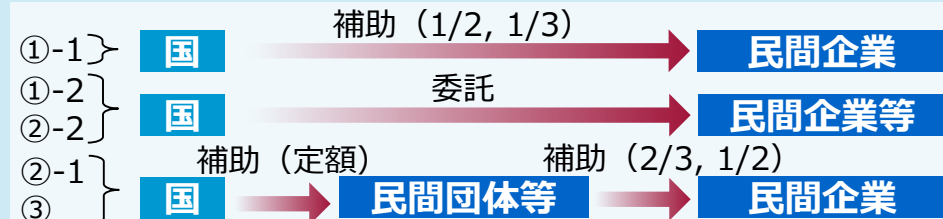
- 新型コロナウイルス感染症の影響により、非接触・リモート社会の基礎となるデジタル投資や、若年層・テレワーク経験者の地方移住への気運が高まっています。
- 地域未来牽引企業、地域未来投資促進法の承認地域経済牽引事業者等のデジタル化を支援し、地域の高生産性・高付加価値企業群を創出・強化するとともに、若者人材の地域企業への移動を支援し、地方への人流を創出するため、以下の取組を推進します。

- ①地域未来牽引企業等の経営のデジタル化
- ②地域未来牽引企業等とIT企業等による新事業実証と事例普及
- ③デジタルツールを戦略的に用いた地域中堅企業等への若者人材移転

成果目標

- ①各事業年度終了後3年間の従業員数の増加率が9%以上となった被支援企業の割合を80%以上とします。
- ②各事業年度終了後2年目に、3年目までの売上計上が予定される新たなビジネスモデルの件数割合を、50%以上とします。
- ③予算活用企業のうち、各事業年度終了後2年以内に若者人材年間採用数を事業前年度比で増加させた企業数を、50%以上とします。

条件（対象者、対象行為、補助率等）



事業イメージ

①地域企業デジタル経営強化支援事業

1. 地域未来牽引企業等が規模成長に向けて、デジタルツールを活用した経営管理体制強化のための課題整理・計画策定・システム導入を行う際の経費を補助します。
2. デジタル経営の普及啓発に向けた優良事例の調査、広報事業を実施します。

②地域産業デジタル化支援事業

1. 地域未来牽引企業等とIT企業等が連携して取り組む、新事業実証（試作、顧客ヒアリング、事業性評価と改善）による地域産業のデジタル化のモデルケースの創出、地域へのモデルケースの横展開に要する経費を補助します。
2. 地域での新事業実証の環境整備として、経産省HPで公開中の公設試験研究機関の保有機器等の検索システムを更新するとともに、地域未来牽引企業の経営状況の調査等を実施します。

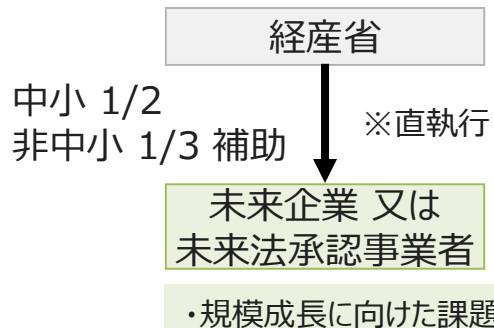
③戦略的ツール活用型若者人材移転支援事業

- 地方の中堅企業等による若者人材の求人手法を高度化すべく、自社分析、採用・育成戦略から、多様な求人ツールの活用、リモートセミナー・面接等まで、一気通貫で総合支援を行います。
- 創出される先進事例は、広報コンテンツを通じて周知啓発し、横展開を図ります。

①地域企業デジタル経営強化支援事業

- 地域未来牽引企業及び地域未来投資促進法の計画承認事業者が、規模成長に向けて、デジタル化を通じた経営管理体制の強化を図るための課題整理・計画策定・システム導入を支援する。

予算スキーム：補助事業



アウトカム

事業年度終了後3年間の従業員数の増加率が9%以上となった企業の割合が80%以上

事業計画等

- ✓ 補助事業の申請段階で、事業年度終了後1～3年目の従業員数と平均給与水準の計画を提出
- ✓ 従業員数・平均給与水準のいずれかで計画未達の事業者は、以下の計算式で補助金返還（注）天災等が生じた場合を除く

返還額 = 補助額 × (事業終了後3年目 - 計画達成した年度) / 3

(例) 令和3年度の被支援企業が、令和5年度に計画未達の場合
返還額 = 900万円 × (令和6年度 - 令和4年度) / 3
= 900万円 × 2/3 = 600万円

(注) 今後スキームや事業内容が変更になる場合がある

例：統合基幹業務システム（ERP）導入までのプロセス

フェーズ1：課題整理、業務見直し（Fit & Gap 分析）

- ✓ 経営課題の整理、ツール導入目的の明確化、方針策定
- ✓ 業務プロセスの事前調査、分析
- ✓ ツール導入時の業務プロセスの変更検討
- ✓ 新業務プロセスの提示と承認

フェーズ2：新業務プロセス構築、システム要件定義

- ✓ ツール導入に向けた新業務プロセスの構築
- ✓ 導入ツールのシステム要件定義

フェーズ3：【必要に応じ】ツールのカスタマイズ

- ✓ 業務プロセスを最大限効率化した上で、必要最小限でツールを改造

フェーズ4：ツール実装・運用

- 3) 地域未来デジタル・人材投資促進事業
(うち、地域企業デジタル経営強化支援事業)

→当局の問い合わせ先

九州経済産業局
地域経済部 情報政策課

〒812-8546

福岡市博多区博多駅東2-11-1

福岡合同庁舎 本館6階

T E L : 092-482-5440

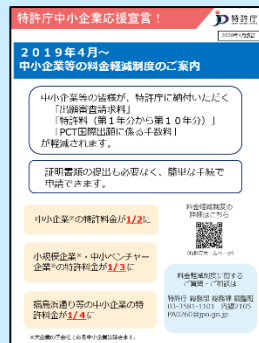
F A X : 092-482-5538

- 中小企業の皆様に納付いただく「**出願手数料**」「**特許料**」「**国際出願に係る手数料**」が減免されます

「出願手数料」「特許料（1～10年）」が

中小企業の場合 **1 / 2** に

小企業企業・中小ベンチャー企業の場合 **1 / 3** に



「PCT国際出願」に関する手数料負担が

中小企業・大学の場合 **1 / 2** に

小企業企業・中小ベンチャー企業の場合 **1 / 3** に

申請時に安くなる軽減制度と、申請後に交付される交付金制度が活用できます。

※大企業の子会社である中小企業は除きます

☆ 証明書類の提出不要・簡単な手続きで申請できます。

☆ 詳細はWEBで！！

特許料等の減免

国際出願関係手数料

検索

- 中小企業等のみなさまからの知財に関するご相談は、お気軽に**知財総合支援窓口**まで・全国共通ナビダイヤル（お住まいの県の窓口につながります）

TEL:0570-082100

- 知財に関する支援施策についてのお問い合わせは**九州経済産業局知的財産室**まで

TEL:092-482-5463



- 1) 戦略的基盤技術高度化・連携支援事業（サポイン補助金） 研究開発
- 2) ①ものづくり・商業・サービス生産性向上促進事業 設備投資
②ものづくり・商業・サービス高度連携促進事業
- 3) 地域未来デジタル・人材投資促進事業 DX支援
(うち、地域企業デジタル経営強化支援事業)

※参考：知財関連支援策～中小企業等の料金軽減制度について～

- 4) 中小企業等事業再構築促進事業（事業再構築補助金） 設備投資
販路開拓等
- 5) 商業・サービス競争力強化連携支援事業 研究開発
(サービスサポイン補助金、新連携支援補助金)
- 6) サービス等生産性向上IT導入支援事業（IT導入補助金） DX支援
- 7) JAPANブランド育成支援等事業費補助金 販路開拓
- 8) 小規模事業者持続化補助金 販路開拓

中小企業等事業再構築促進事業

令和2年度第3次補正予算額 **1兆1,485億円**

事業の内容

事業目的・概要

- 新型コロナウイルス感染症の影響が長期化し、当面の需要や売上の回復が期待し難い中、ポストコロナ・ウィズコロナの時代の経済社会の変化に対応するために中小企業等の事業再構築を支援することで、日本経済の構造転換を促すことが重要です。
- そのため、新規事業分野への進出等の新分野展開、業態転換、事業・業種転換、事業再編又はこれらの取組を通じた規模の拡大等、思い切った事業再構築に意欲を有する中小企業等の挑戦を支援します。
- また、事業再構築を通じて中小企業等が事業規模を拡大し中堅企業に成長することや、海外展開を強化し市場の新規開拓を行うことが特に重要であることから、本事業ではこれらを志向する企業をより一層強力に支援します。
- 本事業では、中小企業等と認定支援機関や金融機関が共同で事業計画を策定し、両者が連携し一体となって取り組む事業再構築を支援します。

成果目標

- 事業終了後3～5年で、付加価値額の年率平均3.0%(一部5.0%)以上増加、又は従業員一人当たり付加価値額の年率平均3.0%(一部5.0%)以上の増加を目指します。

条件（対象者、対象行為、補助率等） ※本事業では電子申請のみを受け付けます。



事業イメージ

補助対象要件

- ①申請前の直近6カ月間のうち、任意の3カ月の合計売上高が、コロナ以前の同3カ月の合計売上高と比較して**10%以上減少**している中小企業等。
- ②自社の強みや経営資源（ヒト/モノ等）を活かしつつ、経産省が示す「事業再構築指針」に沿った**事業計画**を認定支援機関等と策定した中小企業等。

補助金額・補助率

	補助金額	補助率
中小企業(通常枠)	100万円以上6,000万円以下	2/3
中小企業(卒業枠)※1	6,000万円超～1億円以下	2/3
中堅企業(通常枠)	100万円以上8,000万円以下	1/2(4,000万円超は1/3)
中堅企業(グローバルV字回復枠)※2	8,000万円超～1億円以下	1/2

※1. 中小企業(卒業枠) : 400社限定。

計画期間内に、①組織再編、②新規設備投資、③グローバル展開のいずれかにより、資本金又は従業員を増やし、中小企業から中堅企業へ成長する事業者向けの特別枠。

※2. 中堅企業(グローバルV字回復枠) : 100社限定。以下の要件を全て満たす中堅企業向けの特別枠。

①直前6カ月間のうち、任意の3カ月の合計売上高が、コロナ以前の同3カ月の合計売上高と比較して、

15%以上減少している中堅企業。

②事業終了後3～5年で、付加価値額又は従業員一人当たり付加価値額の年率**5.0%以上増加**を達成すること。

③グローバル展開を果たす事業であること。

事業再構築のイメージ

- 小売店舗による衣服販売業を営んでいたところ、コロナの影響で売上が減少したことを契機に店舗を縮小し、ネット販売事業やサブスクリプション事業に業態を転換。
- ガソリン車の部品を製造している事業者が、コロナ危機を契機に従来のサプライチェーンが変化する可能性がある中、今後の需要拡大が見込まれるEVや蓄電池に必要な特殊部品の製造に着手、生産に必要な専用設備を導入。
- 航空機部品を製造している事業者が、コロナの影響で需要が激減したため、当該事業の圧縮・関連設備の廃棄を行い、新たな設備を導入してロボット関連部品・医療機器部品製造の事業を新規に立上げ。

1. 事業目的、申請要件

- ポストコロナ・ウィズコロナの時代の経済社会の変化に対応するため、中小企業等の思い切った事業再構築を支援することで、日本経済の構造転換を促すことを目的とします。
- コロナの影響で厳しい状況にある中小企業、中堅企業、個人事業主、企業組合等を対象とします。申請後、審査委員が審査の上、予算の範囲内で採択します。

主要申請要件

1. 売上が減っている

- 申請前の直近6か月間のうち、任意の3か月の合計売上高が、コロナ以前（2019年又は2020年1～3月）の同3か月の合計売上高と比較して10%以上減少している。

2. 事業再構築に取り組む

- 事業再構築指針に沿った新分野展開、業態転換、事業・業種転換等を行う。

3. 認定経営革新等支援機関と事業計画を策定する

認定経営革新等支援機関：<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kakushin/nintei/>

- 事業再構築に係る事業計画を認定経営革新等支援機関と策定する（7ページもご参照ください）。補助金額が3,000万円を超える案件は金融機関（銀行、信金、ファンド等）も参加して策定する。金融機関が認定経営革新等支援機関を兼ねる場合は、金融機関のみで構いません。
- 補助事業終了後3～5年で付加価値額の年率平均3.0%(グローバルV字回復枠は5.0%)以上増加、又は従業員一人当たり付加価値額の年率平均3.0%(同上5.0%)以上増加の達成を見込む事業計画を策定する。

※付加価値額とは、営業利益、人件費、減価償却費を足したものをいう。

2-1. 予算額、補助額、補助率（通常枠、卒業枠、グローバルV字回復枠）

- 予算額として、令和2年度第3次補正予算で、1兆1485億円が計上されています。
- 補助金の公募は、1回ではなく、令和3年度にも複数回実施する予定です。

中小企業

通常枠： 補助額 100万円～6,000万円 補助率 2 / 3

卒業枠： 補助額 6,000万円超～1億円 補助率 2 / 3

卒業枠とは

400社限定。事業計画期間内に、①組織再編、②新規設備投資、③グローバル展開のいずれかにより、資本金又は従業員を増やし、中小企業から中堅企業へ成長する事業者向けの特別枠。

中堅企業

通常枠： 補助額 100万円～8,000万円 補助率 1 / 2（4,000万円超は1 / 3）

グローバルV字回復枠： 補助額 8,000万円超～1億円 補助率 1 / 2

グローバルV字回復枠とは

100社限定。以下の要件を全て満たす中堅企業向けの特別枠。

- ① 直前6か月間のうち任意の3か月の合計売上高がコロナ以前の同3か月の合計売上高と比較して、15%以上減少している中堅企業。
- ② 補助事業終了後3～5年で付加価値額又は従業員一人当たり付加価値額の年率5.0%以上増加を達成を見込む事業計画を策定すること。
- ③ グローバル展開を果たす事業であること。

2-2. 予算額、補助額、補助率（通常枠の加点と緊急事態宣言特別枠）

- 緊急事態宣言により深刻な影響を受け、早期の事業再構築が必要な中小企業等については、「通常枠」で加点措置を行います。
- 更に、これらの事業者向けに「緊急事態宣言特別枠」を設け、補助率を引き上げます。「特別枠」で不採択となったとしても、加点の上、通常枠で再審査いたします。

対象となる事業者

通常枠の申請要件（P.2参照）を満たし、かつ、緊急事態宣言に伴う飲食店の時短営業や不要不急の外出・移動の自粛等により影響を受けたことにより、

令和3年1～3月のいずれかの月の売上高が対前年または前々年の同月比で30%以上減少している事業者

【注】要件に合致すれば、地域や業種は問いません。

通常枠の加点措置

審査において、一定の加点措置を行います。

緊急事態宣言特別枠

補助率を引き上げた特別枠を設けます。

従業員数	補助金額	補助率
5人以下	100万円～500万円	中小企業：3/4 中堅企業：2/3
6～20人	100万円～1,000万円	
21人以上	100万円～1,500万円	

【注】「緊急事態宣言特別枠」には、採択件数に限りがあります。ただし、不採択となった場合も、通常枠で再審査しますので、特別枠へ応募された方は、その他の方に比べて採択率が高くなる可能性が高いです。

3. 中小企業の範囲、中堅企業の範囲

- 中小企業の範囲は、中小企業基本法と同様です。
- 中堅企業の範囲は、現段階では調整中ですが、資本金10億円未満となる見込みです。

中小企業の範囲

製造業その他：	資本金 3 億円以下の会社 又は 従業員数300人以下の会社及び個人
卸売業：	資本金 1 億円以下の会社 又は 従業員数100人以下の会社及び個人
小売業：	資本金 5 千万円以下の会社 又は 従業員数50人以下の会社及び個人
サービス業：	資本金 5 千万円以下の会社 又は 従業員数100人以下の会社及び個人

【注1】 大企業の子会社等の、いわゆる「みなし大企業」は支援の対象外です。

【注2】 確定している（申告済みの）直近過去3年分の各年又は各事業年度の課税所得の年平均額が15億円を超える場合は、中小企業ではなく、中堅企業として支援の対象となります。

【注3】 企業組合、協業組合、事業協同組合を含む「中小企業等経営強化法」第2条第1項が規定する「中小企業者」や、収益事業を行う等の要件を満たすNPO法人も支援の対象です。

中堅企業の範囲

中小企業の範囲に入らない会社のうち、資本金10億円未満の会社（調整中）

4. 補助対象経費

- 本補助金は、基本的に設備投資を支援するものです。設備費のほか、建物の建設費、建物改修費、撤去費、システム購入費も補助対象です。
- 新しい事業の開始に必要な研修費、広告宣伝費・販売促進費も補助対象です。

補助対象経費の例

【主要経費】

- 建物費（建物の建築・改修に要する経費）、建物撤去費、設備費、システム購入費

【関連経費】

- 外注費（製品開発に要する加工、設計等）、技術導入費（知的財産権導入に係る経費）
- 研修費（教育訓練費等）、広告宣伝費・販売促進費（広告作成、媒体掲載、展示会出展等）
- リース費、クラウドサービス費、専門家経費

【注】「関連経費」には上限が設けられる予定です。

補助対象外の経費の例

- 補助対象企業の従業員の人件費、従業員の旅費
- 不動産、株式、公道を走る車両、汎用品（パソコン、スマートフォン、家具等）の購入費
- 販売する商品の原材料費、消耗品費、光熱水費、通信費

5. 事業計画の策定

- 補助金の審査は、事業計画を基に行われます。採択されるためには、合理的で説得力のある事業計画を策定することが必要です。
- 事業計画は、認定経営革新等支援機関と相談しつつ策定してください。認定経営革新等支援機関には、事業実施段階でのアドバイスやフォローアップも期待されています。

事業計画に含めるべきポイントの例

- 現在の企業の事業、強み・弱み、機会・脅威、事業環境、事業再構築の必要性
- 事業再構築の具体的内容（提供する製品・サービス、導入する設備、工事等）
- 事業再構築の市場の状況、自社の優位性、価格設定、課題やリスクとその解決法
- 実施体制、スケジュール、資金調達計画、収益計画（付加価値増加を含む）



具体的な審査項目は公募要領に掲載予定です。事業化に向けた計画の妥当性、再構築の必要性、地域経済への貢献、イノベーションの促進などが審査項目となる可能性があります。

認定経営革新等支援機関とは

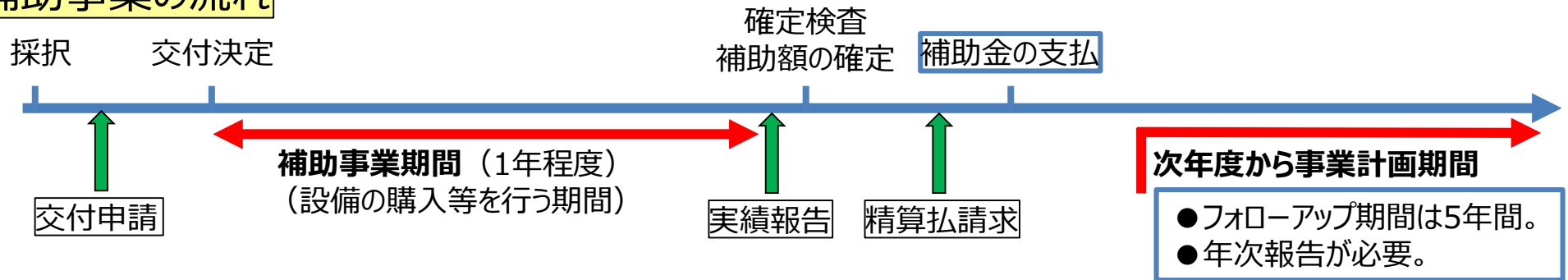
<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kakushin/nintei/>

- 認定経営革新等支援機関とは、中小企業を支援できる機関として、経済産業大臣が認定した機関です。
- 全国で3万以上の金融機関、支援団体、税理士、中小企業診断士等が認定を受けています。
- 中小企業庁のホームページで、認定経営革新等支援機関を検索することが可能です。

6. 補助金支払までのプロセス、フォローアップ

- 補助金は、事業者による支出を確認した後に支払われます。 概算払制度を設ける予定ですが、補助金交付要綱等に基づき、用途はしっかりと確認することとなります。
- 事業計画は、補助事業期間終了後もフォローアップします。補助事業終了後5年間、経営状況等について、年次報告が必要です。補助金で購入した設備等は、補助金交付要綱等に沿って、厳格に管理することとなります。

補助事業の流れ



事業終了後のフォローアップ項目の例

● 事業者の経営状況、再構築事業の事業化状況の確認

※「卒業枠」では、事業計画期間終了後、正当な理由なく中堅企業へ成長できなかった場合、補助金の一部返還を求める予定です。

※「グローバルV字回復枠」では、予見できない大きな事業環境の変化に直面するなどの正当な理由なく付加価値目標が未達の場合、補助金の一部返還を求める予定です。

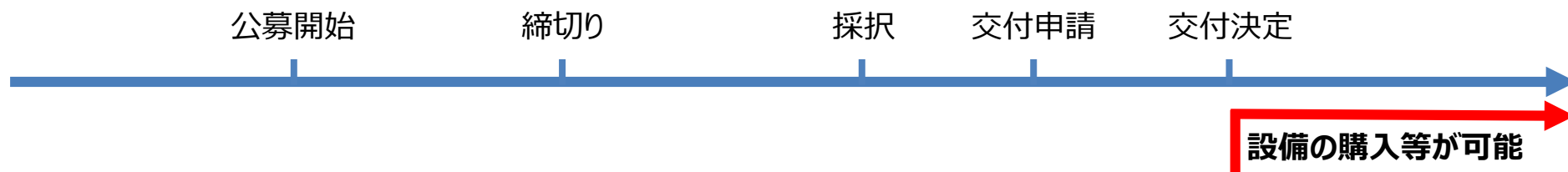
● 補助金を活用して購入した資産の管理状況の確認、会計検査への対応

※不正、不当な行為があった場合は、補助金返還事由となります。不正があった場合は、法令に基づく罰則が適用される可能性があります。

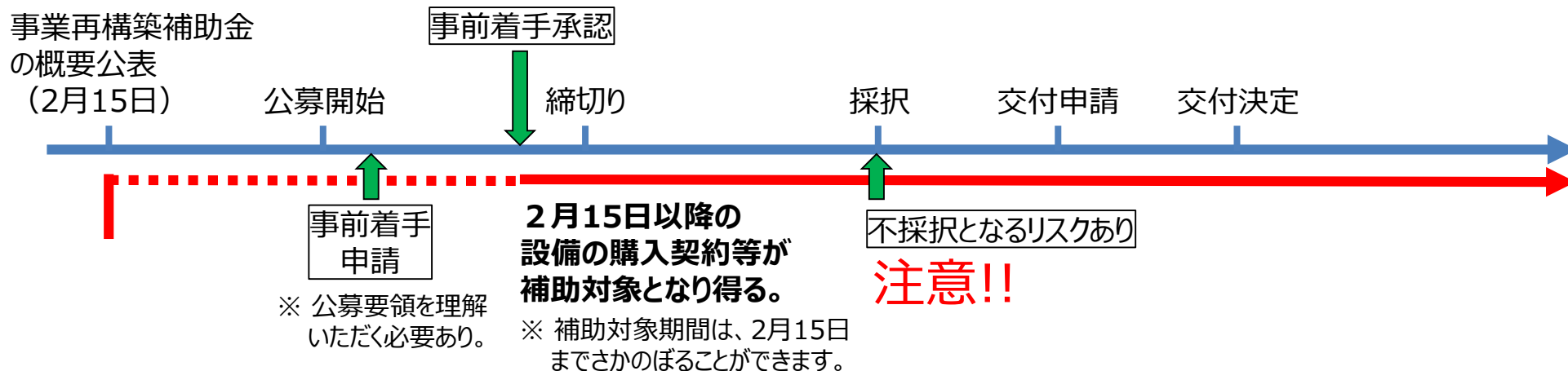
7. 事前着手承認制度

- 補助事業の着手（購入契約の締結等）は、原則として交付決定後です。
- 公募開始後、事前着手申請を提出し、承認された場合は、2月15日以降の設備の購入契約等が補助対象となり得ます。ただし、設備の購入等では入札・相見積が必要です。また、補助金申請後不採択となるリスクがありますのでご注意ください。

1. 通常の手続の流れ



2. 事前着手を実施する場合



8. 準備可能な事項

- 公募開始は本年3月となる見込みです。
- 申請は全て電子申請となりますので、「GBIZIDプライムアカウント」が必要です。
- 現段階で申請を考えておられる事業者は、事業計画の策定等の準備を進めることが可能です。

現段階で準備可能な事項

● 電子申請の準備

申請はjGrants（電子申請システム）での受付を予定しています。GBIZIDプライムアカウントの発行に2～3週間要する場合がありますので、事前のID取得をお勧めします。

GBIZIDプライムアカウントは、以下のホームページで必要事項を記載し、必要書類を郵送して作成することができます。 <https://gbiz-id.go.jp/top/>

● 事業計画の策定準備

一般に、事業計画の策定には時間がかかります。早めに、現在の企業の強み弱み分析、新しい事業の市場分析、優位性の確保に向けた課題設定及び解決方法、実施体制、資金計画などを検討することをお勧めします。

● 認定経営革新等支援機関との相談

必要に応じて、早めに認定経営革新等支援機関に相談してください。認定経営革新等支援機関は、中小企業庁ホームページで確認できます。

9. 注意事項

- 内容が異なる別の事業であれば、同じ事業者が異なる補助金を受けることは可能です。ただし、同一事業で複数の国の補助金を受けることはできません。複数回、事業再構築補助金を受けることはできません。
- 不正、不当な行為があった場合は、補助金返還事由となります。不正があった場合は、法令に基づく罰則が適用される可能性がありますので、十分ご注意ください。

注意事項の例

● 事業者自身による申請をお願いします

事業計画は、認定経営革新等支援機関と作成することとなります。ただし、補助金の申請は、事業者自身が行っていただく必要があります。申請者は、事業計画の作成及び実行に責任を持つ必要があります。

電子申請について不明な点等がございましたら、事業再構築補助金のコールセンター（今後開設予定）にお問い合わせください。

【参考】「GbizID」ヘルプデスク 0570-023-797、「J Grants」経済産業省問合せ窓口 mail : jgrants@meti.go.jp

● 事業計画には審査があります

本事業では、提出いただいた事業計画を外部有識者からなる審査員が評価し、より優れた事業計画を採択します。不採択となる可能性があることにご注意ください。

● 悪質な業者への注意

事業計画の策定等で外部の支援を受ける際には、提供するサービスと乖離した高額な成功報酬を請求する悪質な業者にご注意ください。

10-1. 飲食業での活用例（業態転換）

飲食業

コロナ前

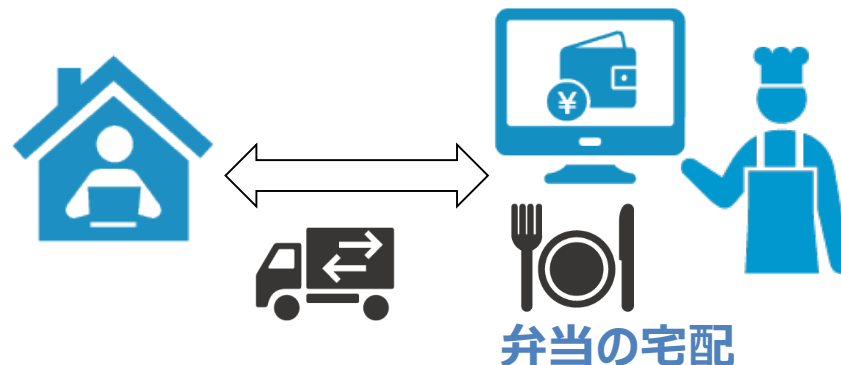
居酒屋を経営していたところ、
コロナの影響で売上が減少



業態
転換

コロナ後

店舗での営業を廃止。
オンライン専用の**弁当の宅配事業**
を新たに開始。



補助経費の例：店舗縮小に係る**建物改修**の費用
新規サービスに係る**機器導入費**や**広告宣伝**のための費用など

10-2. 小売業での活用例（業態転換）

小売業

コロナ前

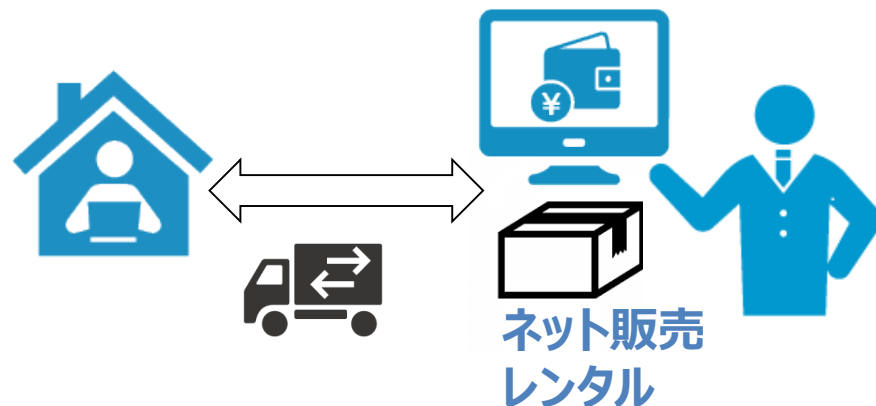
紳士服販売業を営んでいたところ、コロナの影響で売上が減少。



業態
転換

コロナ後

店舗での営業を縮小し、紳士服のネット販売事業やレンタル事業に、業態を転換。



補助経費の例：店舗縮小に係る建物改修の費用
新規オンラインサービス導入に係るシステム構築の費用など

10-3. サービス業での活用例（新分野展開）

サービス業

コロナ前

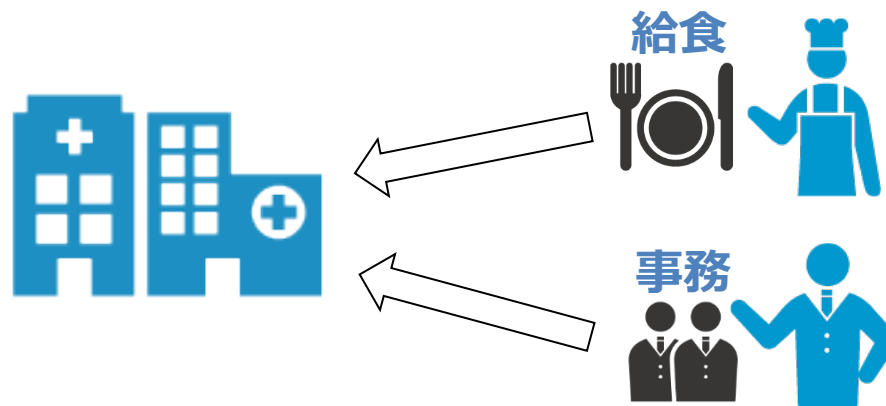
高齢者向けデイサービス事業等の介護サービスを行っていたところ、コロナの影響で利用が減少。



新分野
展開

コロナ後

デイサービス事業を他社に譲渡。
別の企業を買収し、病院向けの給食、
事務等の受託サービス事業を開始。



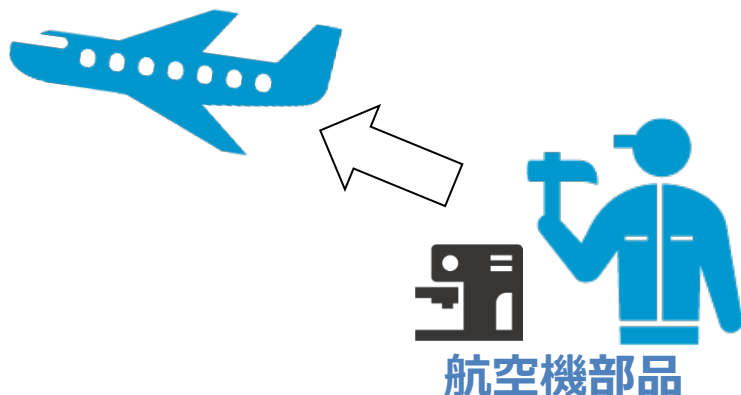
補助経費の例：建物改修の費用
新サービス提供のための機器導入費や研修費用など

10-4. 製造業での活用例（新分野展開）

製造業

コロナ前

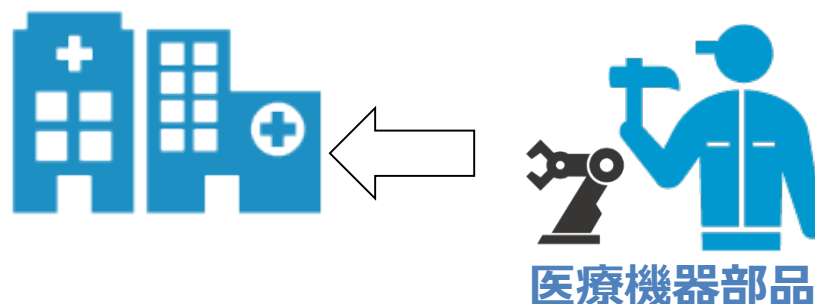
航空機部品を製造していたところ、コロナの影響で需要が減少。



新分野
展開

コロナ後

既存事業の一部について、関連設備の廃棄等を行い、医療機器部品製造事業を新規に立上げ。



補助経費の例：事業圧縮にかかる設備撤去の費用
製造のための新規設備導入にかかる費用
新規事業に従事する従業員への教育のための研修費用など

10-5. その他の活用イメージ

飲食業

喫茶店経営

➡ 飲食スペースを縮小し、新たにコーヒー豆や焼き菓子のテイクアウト販売を実施。

飲食業

弁当販売

➡ 新規に高齢者向けの食事宅配事業を開始。地域の高齢化へのニーズに対応。

飲食業

レストラン経営

➡ 店舗の一部を改修し、新たにドライブイン形式での食事のテイクアウト販売を実施。

小売業

ガソリン販売

➡ 新規にフィットネスジムの運営を開始。地域の健康増進ニーズに対応。

サービス業

ヨガ教室

➡ 室内での密を回避するため、新たにオンライン形式でのヨガ教室の運営を開始。

製造業

航空機部品製造

➡ ロボット関連部品・医療機器部品製造の事業を新規に立上げ。

製造業

半導体製造装置部品製造

➡ 半導体製造装置の技術を応用した洋上風力設備の部品製造を新たに開始。

製造業

伝統工芸品製造

➡ 百貨店などでの売上が激減。ECサイト（オンライン上）での販売を開始。

運輸業

タクシー事業

➡ 新たに一般貨物自動車運送事業の許可を取得し、食料等の宅配サービスを開始。

食品製造業

和菓子製造・販売

➡ 和菓子の製造過程で生成される成分を活用し、新たに化粧品の製造・販売を開始。

建設業

土木造成・造園

➡ 自社所有の土地を活用してオートキャンプ場を整備し、観光事業に新規参入。

情報処理業

画像処理サービス

➡ 映像編集向けの画像処理技術を活用し、新たに医療向けの診断サービスを開始。

4) 中小企業等事業再構築促進事業（事業再構築補助金）

→当局の問い合わせ先

九州経済産業局 産業部 経営支援課

〒812-8546

福岡市博多区博多駅東2-11-1

福岡合同庁舎 本館7階

T E L : 092-482-5508

F A X : 092-482-5396

- 1) 戦略的基盤技術高度化・連携支援事業（サポイン補助金） 研究開発
- 2) ①ものづくり・商業・サービス生産性向上促進事業 設備投資
②ものづくり・商業・サービス高度連携促進事業
- 3) 地域未来デジタル・人材投資促進事業 DX支援
(うち、地域企業デジタル経営強化支援事業)

※参考：知財関連支援策～中小企業等の料金軽減制度について～

- 4) 中小企業等事業再構築促進事業（事業再構築補助金） 設備投資
販路開拓等
- 5) 商業・サービス競争力強化連携支援事業 研究開発
(サービスサポイン補助金、新連携支援補助金)
- 6) サービス等生産性向上IT導入支援事業（IT導入補助金） DX支援
- 7) JAPANブランド育成支援等事業費補助金 販路開拓
- 8) 小規模事業者持続化補助金 販路開拓

戦略的基盤技術高度化・連携支援事業

令和3年度予算案額 **109.0億円** (131.2億円)

事業の内容

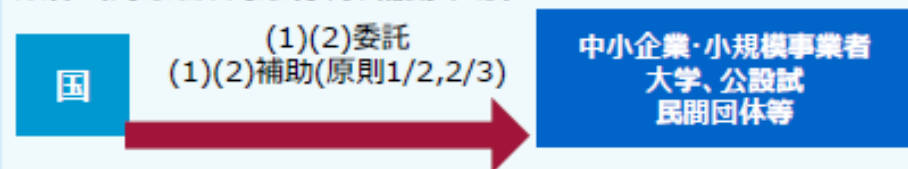
事業目的・概要

- 我が国の経済を活性化するためには、事業者の大部分を占める中小企業等を重点的に支援していくことが重要であり、中小企業等を中心とした継続的なイノベーション創出に向けた支援の強化が必要です。
- このため、中小企業等におけるイノベーションの創出を図るべく、中小企業等が産学官連携して行う研究開発や新しいサービスモデルの開発等のための事業を支援します。

成果目標

- 戦略的基盤技術高度化支援事業及び商業・サービス競争力強化連携支援事業においては事業終了後5年時点で以下の達成を目指します。
 - ・事業化を達成するプロジェクトが50%超
 - ・売上累計額が総予算投入額の150%超
 - ・補助事業者全体の付加価値額が15%以上向上
 - ・補助事業者全体の給与支給総額が7.5%以上向上 等

条件 (対象者、対象行為、補助率等)



事業イメージ

(1) 戦略的基盤技術高度化支援事業 (サポイン事業)

- 精密加工、表面処理、立体造形などのものづくり基盤技術の向上を図ることを目的として、中小企業等が、大学・公設試等と連携して行う、研究開発、その成果の販路開拓に係る取組等に対して最大3年間の支援を実施します。
- また、ものづくり中小企業のビジネスマッチングサイトである「サポインマッチ・ナビ」について、事業者同士のマッチングの機会を増やすことや展示会への出展を支援すること等を通じ、研究開発成果の事業化及び事業拡大を後押しします。

✓ 補助上限額：4,500万円

※3年間の総額で9,750万円、単年度で4,500万円を超えない範囲で補助を受けることが可能

✓ 補助率：原則2/3以内

(2) 商業・サービス競争力強化連携支援事業 (サビサポ事業)

- 中小企業が、異分野の中小企業や大学・公設試等と連携し、革新的なサービスモデルの開発等を行う取組について、最大2年間の支援を実施します。

✓ 補助上限額：3,000万円

※2年度目は初年度の交付決定額を上限

✓ 補助率：1/2以内 ※AI・IoT等の先端技術活用の場合は2/3以内

過去の支援事例① 株式会社オフサポート

「高齢者ドライバー向け運転寿命延伸支援サービスの事業化」

- 本事業では高齢化社会が直面する自動車の運転について、自動車教習所が有するリソース（安全運転技術、顧客、実証フィールド等）を活用し、高齢ドライバーの安全運転に必要な適性を診断するシステムの開発（安全運転の見える化）等を通じて、運転寿命延伸支援サービスの事業化を目指す。
- 視空間認知力や運動行動（認知/判断・予測/操作）を高度なAI技術やセンシング技術により解析、画像処理することで、自動車の安全運転に係る適性診断、被験者に対する最適なトレーニング方法等を提供する。

連携体

(株)オフサポート

- ・サービスモデルの検証
- ・自動車運転技術に関するノウハウ 等

(株)Qosmo

AI開発支援、システム監修

シスココンサルティング(株)

データ連携ソフト等の開発

宮崎大学

視線の動きの解析等

背景・問題

高齢者ドライバーによる自動車運転事故の増加、過疎地域における公共交通機関の縮小等を背景に、運転免許返納に対する基準が不明確。

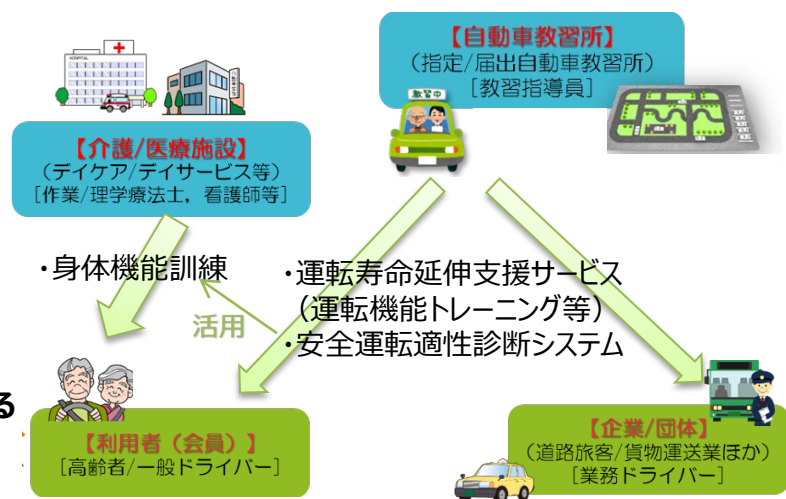
→ 自動車の安全運転に対する適切な診断、客観的な評価が求められている

見込まれる成果（新しい価値）

高齢化社会の到来による
安全運転支援等の必要性

高度なAI技術等を活用した
安全運転適性診断システム
（安全運転の見える化）の実現

安全運転トレーニングサービス提供による
高齢化社会（認知症予防、交通事故
防止等）への対応



「高所点検ロボットによる道路附帯設備の点検支援サービスの事業化」

- 本事業では道路上の高所の附帯設備（外灯、標識、各種案内板）等に対する点検業務の高精度化、効率化を図るサービス事業の開発・構築を行う。
- AI画像診断技術により、修理・交換等が必要な不具合箇所の自動検出することでヒューマンエラーなくすとともに、点検作業の伴う交通規制や高所作業車、誘導員の確保を不要とし、時間短縮とコスト軽減が可能。

連携体

オングリット(株)

- ・ロボットの設計、開発
- ・道路附帯整備の点検技術、ノウハウ等

(株)Techno.send

AI画像解析ソフトの開発支援、監修

(株)ドーフテクノス

ロボット等の販売支援、展開

九州工業大学 その他

画像解析、振動センサーの分析、アドバイス等

背景・問題

全国の自治体等が管理する道路の附帯設備に関する維持管理は、専門的知識を持つ人員の確保が困難になりつつあるなかで、設備は増加し、点検を要する設備も増え続けるといった状態。

→ AI画像診断の機能を備えた高所作業ロボットによる点検作業の効率化

見込まれる成果（新しい価値）

道路管理を行う自治体の
管理者の不足、財源の縮小



AI画像診断技術を活用した
点検支援サービスの実現



増え続ける道路維持管理の
効率的な点検作業が可能



(従来)
高所作業車による点検



新型ロボットによる高所点検

補助対象者、補助率、補助金上限額等

事業概要・目的	本事業は、中小企業・小規模事業者が、産学官で連携し、また異業種分野の事業者との連携を通じて行う新しいサービスモデルの開発等のうち、地域経済を支えるサービス産業の競争力強化に資すると認められる取組について支援。
補助対象者	中小企業者 ・中核となる中小企業（コア企業）が連携体を組み、2以上の中小企業が参加すること ・大学・地方自治体・公設試等のいずれかと連携すること
補助額、補助率、補助事業期間	○補助上限額：3,000万円 ※2年度目は、初年度の補助金交付決定額が上限 ○補助率：補助対象経費の1/2 ※IoT、AI等の先端技術活用の場合は2/3 ○補助事業期間：2年度
事業目標	本事業における研究開発プロジェクトを事業化、それに伴うコア企業自身の成長に関連した目標値の設定（事業終了後5年以内を目処に、コア企業の①付加価値額が15%以上（年率平均3%以上）の向上、及び、②給与支給総額が7.5%以上（年率平均1.5%以上）の向上を達成）
公募期間	【現在公募中】 令和3年3月5日（金）～令和3年4月27日（火）17:00まで
お問い合わせ先	九州経済産業局 産業部 経営支援課 担当：木梨、仁戸田 TEL：092-482-5491

補助対象経費

経費区分	経費内容
労務費	①研究員費
事業費	②謝金 ③旅費・交通費 ④会議費 ⑤借損料 ⑥知的財産権関連経費 ⑦雑役務費 ⑧マーケティング調査費 イ. 展示会等事業費 ロ. 市場等調査費 ハ. 広報費 ⑨備品・消耗品費 ⑩機械装置等費 ⑪外注費
委託費	⑫委託費

- 5) 商業・サービス競争力強化連携支援事業
(サービスサポイン補助金、新連携支援補助金)

→**当局の問い合わせ先**

九州経済産業局
産業部 経営支援課

〒812-8546

福岡市博多区博多駅東2-11-1

福岡合同庁舎 本館7階

T E L : 092-482-5508

F A X : 092-482-5396

- 1) 戦略的基盤技術高度化・連携支援事業（サポイン補助金） 研究開発
- 2) ①ものづくり・商業・サービス生産性向上促進事業 設備投資
 ②ものづくり・商業・サービス高度連携促進事業
- 3) 地域未来デジタル・人材投資促進事業 DX支援
 （うち、地域企業デジタル経営強化支援事業）

※参考：知財関連支援策～中小企業等の料金軽減制度について～

- 4) 中小企業等事業再構築促進事業（事業再構築補助金） 設備投資
販路開拓等
- 5) 商業・サービス競争力強化連携支援事業 研究開発
 （サービスサポイン補助金、新連携支援補助金）
- 6) サービス等生産性向上IT導入支援事業（IT導入補助金） DX支援
- 7) JAPANブランド育成支援等事業費補助金 販路開拓
- 8) 小規模事業者持続化補助金 販路開拓

「IT導入補助金」の概要

- 中小企業が業務効率化やDXに向けて行うITツール（ソフトウェア、アプリ、サービス等）の導入を支援する補助金（導入サポート費用も対象）。

1. 補助対象事業者

中小企業・小規模事業者等（飲食、宿泊、小売・卸、運輸、医療、介護、保育等のサービス業の他、製造業や建設業等も対象）

2. 補助対象ツール

事前に事務局の審査を受け、補助金HPに公開（登録）されているITツール（ソフトウェア、サービス等）が対象。相談対応等のサポート費用やクラウドサービス利用料（1年間分）等を含む。

※ハードウェアの導入にかかる費用は原則対象外だが、新型コロナウイルスが事業環境に与える影響を乗り越えるための前向きな投資を行う事業者向けに、R2補正より「特別枠」を創設し、「特別枠」内において特例的にハードウェアのレンタル費用が補助対象。

3. 補助額、補助率等

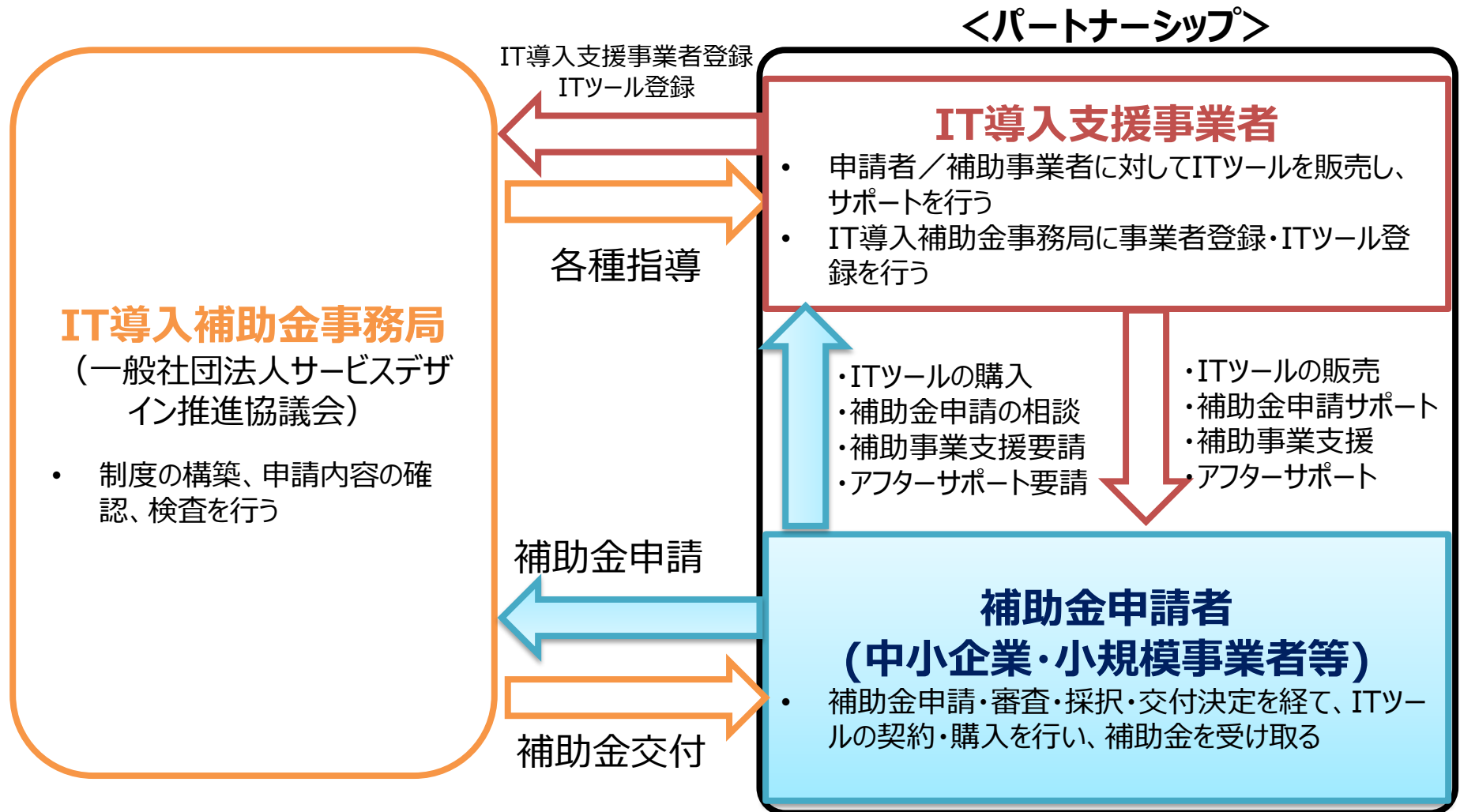
通常枠(A類型)	通常枠(B類型)	旧特別枠(C類型)	新特別枠(C・D類型)
上限額:150万円未満 下限額:30万円以上 補助率:2分の1	上限額:450万円 下限額:150万円以上 補助率:2分の1	上限額:450万円 下限額:30万円以上 補助率:最大4分の3	上限額:C類型:450万円 D類型:150万円 下限額:30万円以上 補助率:3分の2

※既に公募が終了した
IT導入補助金2020の類型

※これから公募を開始する
IT導入補助金2021の類型

補助スキーム

補助金申請者（中小企業・小規模事業者等）は、IT導入補助金事務局に登録された「IT導入支援事業者」とパートナーシップを組んで申請することが必要。



「通常枠（A類型・B類型）」に加え、コロナ対策「新特別枠（C・D類型）」を創設

- IT導入補助金2021では、通常枠（A類型、B類型）に加えて、現下及びポストコロナの状況に対応したビジネスモデルへの転換に向けた中小企業等の取組を支援するために、補助率を引き上げた「低感染リスク型ビジネス枠（新特別枠）」を創設（令和2年度3次補正予算）。

● **新特別枠C類型、D類型で申請するツールは非対面化に資するITツールであり、以下の①～⑦のうち2種類以上を含んでいる必要がある。さらにそれぞれの類型ごとに以下の要件を満たす必要がある。**

- ①顧客対応・販売支援、②決済・債権債務・資金回収管理、③調達・供給・在庫・物流、④会計・財務・経営、⑤総務・人事・給与・労務・教育訓練・法務・情シス、⑥業種固有プロセス、⑦汎用・自動化・分析ツール（業種・業務が限定されないが生産性向上への寄与が認められるもの）

【特別枠（C類型：低感染リスク型ビジネス類型）の申請要件】

- ・異なる業務プロセス間（上記①～⑦）での情報共有や連携を行うことで補助事業者の労働生産性の向上に寄与するもの

【特別枠（D類型：テレワーク対応類型）の申請要件】

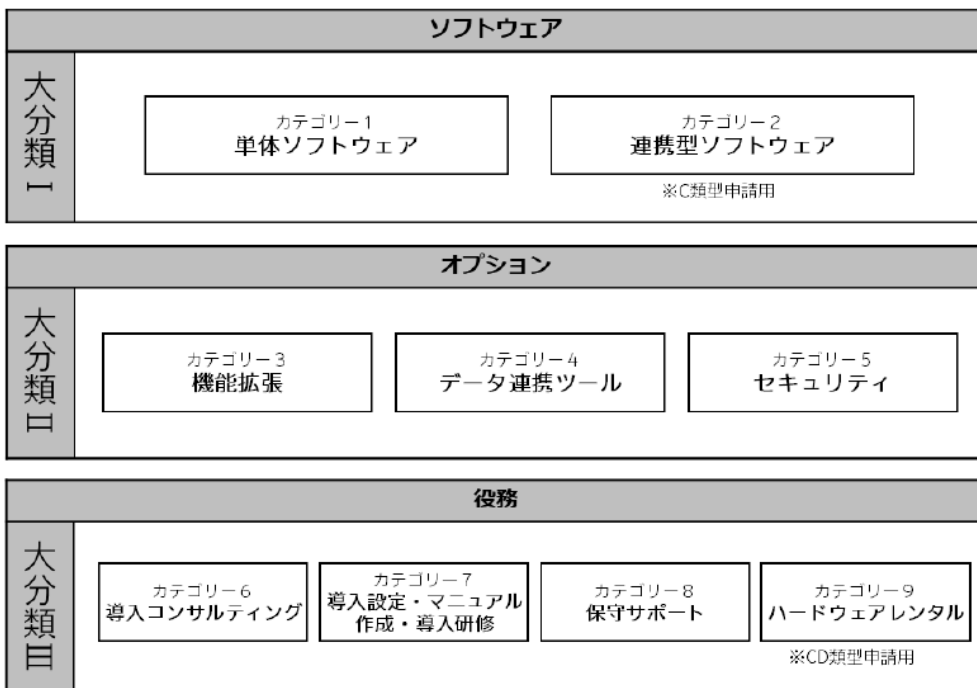
- ・テレワーク環境の構築に資するクラウド対応ツールであること

※「新特別枠（C類型・D類型）」においては、上記の要件に該当するITツール（ソフトウェア）の導入に併せて、ハードウェア（PC、タブレット等）を導入する場合、当該ハードウェアのレンタル費用が補助の対象となる。

	通常枠（A、B類型）		新特別枠（C、D類型）	
類型	A類型	B類型	C類型	D類型
補助額	30万円～150万円	150万円～450万円	30万円～450万円	30万円～150万円
補助率	1 / 2	1 / 2	2 / 3	

プロセス要件についてのイメージ

- IT導入補助金2021では、類型ごとにプロセスに関して以下の要件が設けられている。
 - ・A類型においては、P-01～P-06で1以上。（P-07は単独での申請は不可。）
 - ・B類型においては、P-01～P-07で4以上。
 - ・C類型においては、連携型ソフトウェアとして登録されているものかつ、P-01～P07で2以上
 - ・D類型においては、P-01～P-07で2以上。



	種別	Pコード	プロセス名
業務プロセス	共通プロセス	共P-01	顧客対応・販売支援
		共P-02	決済・債権債務・資金回収管理
		共P-03	調達・供給・在庫・物流
		共P-04	会計・財務・経営
		共P-05	総務・人事・給与・労務・教育訓練・法務・情シス
汎用プロセス	業種特化型プロセス	各業種P-06	業種固有プロセス
		汎P-07	汎用・自動化・分析ツール (業種・業務が限定されないが生産性向上への寄与が認められるもの)

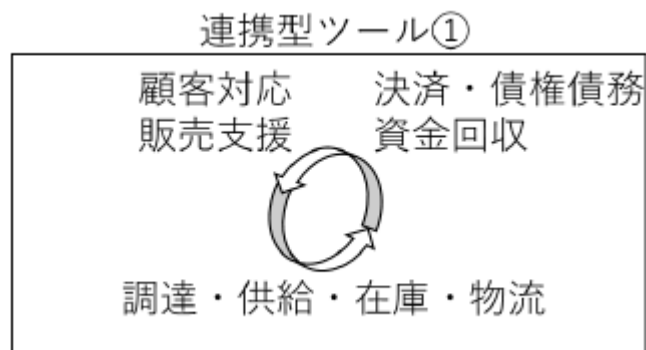
※「業務プロセス」とは、ソフトウェアが発揮する機能により生産性が向上するプロセスのことを指す。

C 類型（低感染リスク型ビジネス類型）のイメージ

- 業務の非対面化を前提とし、異なる業務プロセス間での情報共有や連携を行うことで補助事業者の労働生産性の向上に寄与するもの。
- 「連携型ソフトウェア」として事務局に登録された I T ツールを選択。

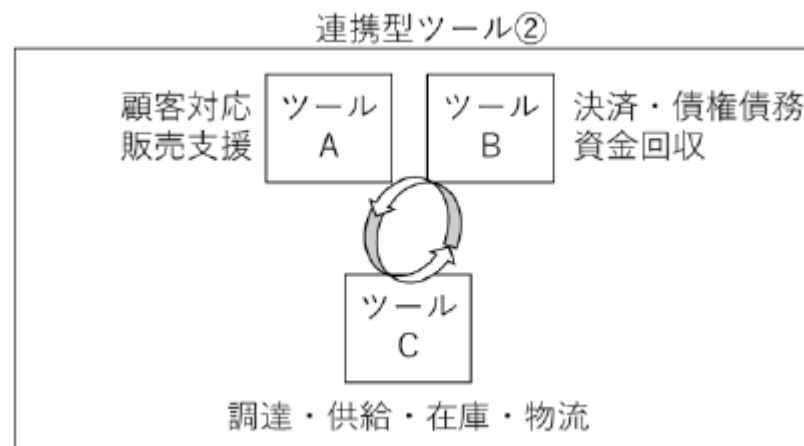
(例1) 単一ツールにより

複数プロセス間の連携を可能とするもの



(例2) 複数ツールで構成され

複数プロセス間の連携を可能とするもの



新特別枠（C・D類型）の特例措置・注意点

・補助率が 2 / 3 ※補助額はC類型は30万円～450万円、D類型は30万円～150万円

（ただし、導入するITツールは非対面化に資する必要がある。）

・ハードウェアのレンタル費が補助対象（通常枠では対象外）

（ただし、ハードウェアのレンタルのみの導入では申請不可。リース契約・購入費用は対象外。）

補助対象経費	ソフトウェア費、導入関連費、 ハードウェアレンタル費
補助率	2 / 3
補助上限額・下限額	C類型（30万円～450万円）、D類型（30万円～150万円）
公募期間	申請開始：4月公募開始予定
事業実施期間 （事業実績報告期間）	交付決定後～6カ月程度（詳細日時は別途指定あり）
事業実施効果報告期間	原則、2022年度から3年間。各年度1回ずつの簡単な報告（計3回） ※一部の事業者については、4年目の効果報告を求める

IT導入補助金活用事例

宿泊業



導入したITツール

(主な機能)

予約
顧客管理
原価管理
業務管理
財務・会計管理

- ・手書きの予約台帳をスタッフ全員に配っていたが、**予約、会計管理、顧客情報等の情報をタブレットで共有**する「陣屋コネク」を導入。
- ・**導入後3年間で売上35%増を実現。**

製造業



導入したITツール

(主な機能)

コミュニケーション
人事シフト
原価管理
業務管理
給与

- ・**2日要していた給与計算と管理帳票の作成が数時間程度**の作業となり、大幅な業務効率化。
- ・**残業時間の即時把握が可能となり、残業時間削減の意識向上に寄与。**

IT導入補助金公募2021のスケジュールについて

令和3年

1月

2月

3月

4月

5月

6月

7月

1/28
R2③補正
予算成立
(12/15閣議決定)

公募要領作成に向けた制度設計

2/26
公募要領
公開

公募要領の内容に合わせた
システム改修

3月下旬
ITベンダー
ITツール
登録開始

ITベンダー登録期間（締切り未定）
ITツール登録期間（締切り未定）

4月上旬
中小企業
公募開始

公募期間（締切り未定）

(参考) 補助の対象となる中小企業・小規模事業者等

業種分類	要件
①製造業、建設業、運輸業	資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人事業主
②卸売業	資本金の額又は出資の総額が1億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人事業主
③サービス業 (ソフトウェア業又は情報処理サービス業、 旅館業を除く)	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人事業主
④小売業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人事業主
⑤ゴム製品製造業 (自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ 製造業並びに工業用ベルト製造業を除く)	資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が900人以下の会社及び個人事業主
⑥ソフトウェア業又は情報処理サービス業	資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人事業主
⑦旅館業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が200人以下の会社及び個人事業主
⑧その他の業種(上記以外)	資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人事業主
⑨医療法人、社会福祉法人	常時使用する従業員の数が300人以下の者
⑩学校法人	常時使用する従業員の数が300人以下の者
⑪商工会・都道府県商工会連合会及び商 工会議所	常時使用する従業員の数が100人以下の者
⑫中小企業支援法第2条第1項第4号 に規定される中小企業団体	上記①～⑧の業種分類に基づき、その主たる業種に記載の従業員規模以下の者
⑬特別の法律によって設立された組合又は その連合会	上記①～⑧の業種分類に基づき、その主たる業種に記載の従業員規模以下の者
⑭財団法人(一般・公益)、社団法人 (一般・公益)	上記①～⑧の業種分類に基づき、その主たる業種に記載の従業員規模以下の者
⑮特定非営利活動法人	上記①～⑧の業種分類に基づき、その主たる業種に記載の従業員規模以下の者

6) サービス等生産性向上IT導入支援事業 (IT導入補助金)

→当局の問い合わせ先

九州経済産業局 産業部 サービス産業室

〒812-8546

福岡市博多区博多駅東2-11-1

福岡合同庁舎 本館7階

T E L : 092-482-5511

F A X : 092-482-5959

- 1) 戦略的基盤技術高度化・連携支援事業（サポイン補助金） 研究開発
- 2) ①ものづくり・商業・サービス生産性向上促進事業 設備投資
②ものづくり・商業・サービス高度連携促進事業
- 3) 地域未来デジタル・人材投資促進事業 DX支援
(うち、地域企業デジタル経営強化支援事業)

※参考：知財関連支援策～中小企業等の料金軽減制度について～

- 4) 中小企業等事業再構築促進事業（事業再構築補助金） 設備投資
販路開拓等
- 5) 商業・サービス競争力強化連携支援事業 研究開発
(サービスサポイン補助金、新連携支援補助金)
- 6) サービス等生産性向上IT導入支援事業（IT導入補助金） DX支援
- 7) JAPANブランド育成支援等事業費補助金 **販路開拓**
- 8) 小規模事業者持続化補助金 販路開拓

■JAPANブランド事業 事業の概要、申請のポイント

<事業の概要・目的>

中小企業者等による海外展開やそれを見据えた全国展開、新たな観光需要の獲得のための新商品・サービスの開発による販路開拓やブランディングなどの取組みや、こうした中小企業者を支援する民間支援事業者や地域の支援機関等による取組みの経費の一部を補助することにより、地域経済の活性化及び地域中小企業の振興を図ります。

<補助対象者>

中小企業者、商工会、商工会議所、組合、NPO法人 等

<申請にあたってのポイント>

事業内容

国内展開のみを目指す事業は対象外。将来的な海外展開を見据え、段階的に国内展開を行うことは可能（ただし補助率は1 / 2）。

申請要件

事業計画の**法認定は不要**。補助金からエントリー可能。

申請方法

補助金電子申請システム「Jグランツ」で受け付け。
※Jグランツで申請するためには、**GビズID【gBizIDプライム】**が必要。
ID取得に約2～3週間かかるので、早めの準備をお願いします。

個社型 ▶ 中小企業者等が自ら行う事業

概要	<p>中小企業者等が自ら行う、海外展開やそれを見据えた全国展開、新たな観光需要の獲得のための取組み（新商品・サービス開発による販路開拓やブランディング等）を支援します。</p> <p>特に、ECやクラウドファンディングを活用した海外展開の取組みや、コロナ危機による社会変化を捉えた新事業の取組みを重点的に支援します。</p>
補助率	<p>1,2年目は2/3、3年目は1/2 ※海外展開を見据えた国内販路開拓案件は1/2</p>
補助金額	<p>上限 500万円（下限 200万円） ※複数者による共同申請の場合、1社ごとに上限額を500万円 嵩上げ（最大上限 2,000万円）</p>

支援機関型 ▶ 中小企業等の販路開拓等を支援する事業

概要	<p>民間援事業者や商工会・商工会議所等が、複数の中小企業者の海外展開やそれを見据えた全国展開、新たな観光需要の獲得に関する支援（調査研究や新商品・サービス開発の支援、効率的なツールの提供、セミナー・研修等）を行う場合、その経費の一部を補助します。</p> <p>特に、ECやクラウドファンディングを活用した海外展開の取組等を重点的に支援します。</p>
補助率	<p>1,2年目は2/3、3年目は1/2 ※海外展開を見据えた国内販路開拓案件は1/2</p>
補助金額	<p>上限 2,000万円（下限 200万円）</p>

■JAPANブランド事業 (参考) 令和2年度 補助対象経費

経費区分	経費内容
<p style="text-align: center;">事業費</p>	<ul style="list-style-type: none"> ①謝金 ②旅費 ③借損料 ④通訳・翻訳費 ⑤マーケティング調査費 ⑥通信運搬費 ⑦雑役務費 ⑧産業財産権等取得等費 ⑨展示会等出展費 ⑩広報費 ⑪会議費 ⑮委託費等
<p style="text-align: center;">試作品等開発費</p>	<ul style="list-style-type: none"> ③借損料 ⑫原材料等費 ⑬機器・設備等費 ⑭設計・デザイン費 ⑮委託費等

※全国・海外展開等事業、全国・海外展開等サポート事業 共通

<公募スケジュール>

令和3年度の公募時期は**未定**です。

(参考：令和2年度 公募期間：令和2年2月25日～3月25日)

公募情報等は九州経済産業局HPでお知らせいたします

九州経済産業局HP「補助金・公募」URL

<http://www.kyushu.meti.go.jp/support/index.html>



こちらのQRコードを
ご活用下さい

お問い合わせ先

九州経済産業局 産業部 経営支援課

担当：木梨、仁戸田、川崎

TEL：092-482-5491

■ JAPANブランド事業 過去の支援事例



ジャパンキャビア海外向けブランド確立プロジェクト

食品・飲料

令和元年度
ブランド確立
1年目

POINT 国産キャビアを米国及び東南アジアへ

事業者情報 ジャパンキャビア株式会社

代表者:坂元 基雄 TEL:0985-86-8686

URL: <https://www.japancaviar.jp/>

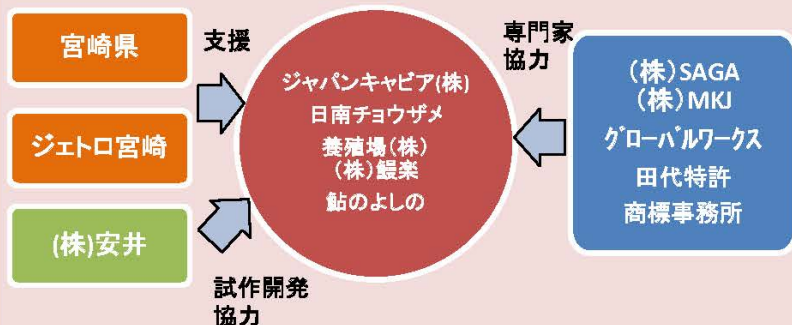
会社概要:食品製造業

宮崎県内のチョウザメ養殖業者と連携し国産キャビアの製造販売を行う。

プロジェクト内容

- 海外競争力の高い日本ならではのオリジナルキャビアを開発し海外販路拡大とジャパンキャビアブランドの確立を目指す。
- 上記の目的達成のために米国の展示会へ出展、東南アジアでの現地市場調査等を行った。
- オリジナルキャビア製造に必要な独自のキャビア熟成容器の開発を行った。

事業の実施体制



【米国展示会へ出展】



【香港現地調査商談】



【オリジナル和テイストキャビアの開発】

プロジェクト成果

- 米国の展示会へ出展し、日本食に合う高級キャビアとしてプレゼンした事で値段が高いというネガティブな意見を払拭し期待を上回る高品質であることを印象付ける事ができた。現地商談を行ったところ、ラスベガスのホテルと毎月の定期輸出が成約、ニューヨークにおいてはミシュラン星付き高級寿司店を含め3店舗と成約した。
- 東南アジアでの市場調査及び現地商談を行い香港・タイにおいて新規取引が成約した。
- 独自のキャビア熟成容器の開発を行い和風出汁を使った和テイストキャビアを開発する事ができた。

7) JAPANブランド育成支援等事業費補助金

→当局の問い合わせ先

九州経済産業局
産業部 経営支援課

〒812-8546

福岡市博多区博多駅東2-11-1

福岡合同庁舎 本館7階

T E L : 092-482-5508

F A X : 092-482-5396

- 1) 戦略的基盤技術高度化・連携支援事業（サポイン補助金） **研究開発**
- 2) ①ものづくり・商業・サービス生産性向上促進事業 **設備投資**
②ものづくり・商業・サービス高度連携促進事業
- 3) 地域未来デジタル・人材投資促進事業 **DX支援**
(うち、地域企業デジタル経営強化支援事業)

※参考：知財関連支援策～中小企業等の料金軽減制度について～

- 4) 中小企業等事業再構築促進事業（事業再構築補助金） **設備投資
販路開拓等**
- 5) 商業・サービス競争力強化連携支援事業 **研究開発**
(サービスサポイン補助金、新連携支援補助金)
- 6) サービス等生産性向上IT導入支援事業（IT導入補助金） **DX支援**
- 7) JAPANブランド育成支援等事業費補助金 **販路開拓**
- 8) 小規模事業者持続化補助金 **販路開拓**

小規模事業者持続化補助金

ブランド力を高めたい、商品を宣伝したい、HPを開設したい等の小規模事業者の取組を支援。

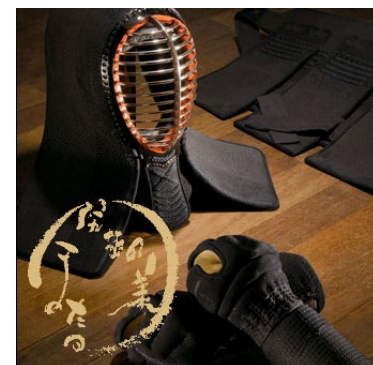
概要	商工会・商工会議所と策定した「経営計画」に基づいて実施する、地道な販路開拓等（生産性向上）のための取組を支援。
対象事業者	小規模事業者 等 ※共同申請可
補助額等	【補助上限】 50万円 【補助率】 2 / 3
対象経費	機械装置等費、広報費、展示会等出展費、旅費、開発費、資料購入費、雑役務費、借料、専門家謝金、専門家旅費、設備処分費、委託費、外注費
公募スケジュール	第5回受付締切 令和3年6月4日（金） 第6回受付締切 令和3年10月1日（金） 第7回受付締切 令和4年2月4日（金） ※第8回受付締切以降は今後改めて案内。 ※第4回受付締切までは終了。

天風堂

採択事例

- ▶ 所在地：佐賀県唐津市
- ▶ 従業員数：2名
- ▶ 平成30年度第2次補正予算小規模事業者持続化補助金活用

- **企業概要** 剣道具の専門店。
- **申請のきっかけ** 日本製の道具は、海外の大量生産品と比べて高価であるが、品質に理解ある使用者からの支持は厚く、近年は**外国人剣士からの注目度が高い。**
- **内容・効果** 海外のニーズに応えるため、補助金を活用して**HPに英語表記を追加し、海外からの受注につながった。**



「低感染リスク型ビジネス枠」による支援措置について

ポストコロナ社会に対応したビジネスモデルへの転換に資する取組や感染防止対策費（消毒液購入費、換気設備導入費等）の一部を支援。（活用イメージ）飲食店が大部屋を個室にするための間仕切り設置を行い、予約制とするためのシステム導入

⇒【補助額】上限100万円 【補助率】3 / 4

※感染防止対策費は補助対象経費のうち1/4を上限に支援。

※緊急事態宣言の再発令によって令和3年1～3月のいずれかの月の売高が、対前年又は前々年の同月比で30%以上減少している場合は、補助金総額に占める感染防止対策費の上限を1/2まで引上げ。また、採択時における加点措置による優先採択を行う。

（参考） 小規模事業者 の定義

商業・サービス業（宿泊業・娯楽業除く）	常時使用する従業員の数	5人以下
サービス業のうち宿泊業・娯楽業	常時使用する従業員の数	20人以下
製造業その他	常時使用する従業員の数	20人以下

8) 小規模事業者持続化補助金

→**当局の問い合わせ先**

九州経済産業局
産業部 経営支援課

〒812-8546

福岡市博多区博多駅東2-11-1

福岡合同庁舎 本館7階

T E L : 092-482-5508

F A X : 092-482-5396

電子申請について

※本補助金は、電子申請のみの受付

補助金の申請を検討されている事業主の皆さまへ

2020年より **補助金申請** の手続きに、
ジェイ・グランツ
電子申請システム「Jグランツ」が導入されます！

「電子申請」とは、インターネットを利用して申請・届出をする方法です。インターネットを経由するため、**いつでも・どこでも**手続きができます。

また、申請するために郵送する必要が無いため、書面で行う申請に比べて、移動や郵送等の**コストが掛からない**、法人の情報や過去の申請情報を自動転記することにより、**入力の手間の削減（ワンスオンリー）**、ログイン時の認証機能により、**書類の押印が不要**などのメリットがあります。ぜひ電子申請をご利用ください。

電子申請のメリット

- 24時間365日、いつでも申請が可能です。
- 自宅や職場など、どこからでも申請が可能です。
- 移動時間や交通費、郵送費などのコスト削減が期待できます。
- 書類の押印が不要になります。

電子申請にあたっては

GビズID【gBizプライム】の取得が必要です！

ジー・ビズ・アイディー

gBiz
ID

電子申請にご利用頂ける「GビズID」とは、1つのアカウントで複数の行政サービスにアクセスできる認証システムです。

- GビズIDのうち「gBizプライム」でIDとパスワードを取得することで、補助金の電子申請が可能に！
- 無料で取得できます。
- 申請から取得まで2~3週間を要しますので公募開始前からのご準備をお勧めします

- Jグランツのホームページ

<https://www.jgrants-portal.go.jp/>

- GビズIDのホームページ

<https://gbiz-id.go.jp/top/>

【お問い合わせ】

- 「GビズID」ヘルプデスク 06-6225-7877

・受付時間： 午前9時～午後5時 ※土・日・祝日、年末年始を除く

- 「Jグランツ」経済産業省問合せ窓口 jgrants@meti.go.jp